

政治活動の手引

政党助成法のあらまし

佐賀県選挙管理委員会

電話 (0952) 25-7025

FAX (0952) 25-7261

E-mail:senkyokanrii@pref.saga.lg.jp

は じ め に

現代の民主政治は、議会制民主政治の形態を取っておりまして、政党その他の政治団体や政治家の政治活動によって、国民の政治的意思が形成され、政治がとり行われています。したがって、議会制民主政治が健全に機能し、発展していくためには、政党その他の政治団体や政治家の政治活動が公明かつ公正に行われることが不可欠の要件であります。

特に政党は、議会制民主政治を支える不可欠な要素であり、国民の政治意思を形成するもっとも有力な媒体と言えますし、議会制民主政治における政党の機能は、非常に重要なものであることから、選挙制度及び政治資金制度とともに、国が政党に対して助成を行う制度が設けられております。

政治資金規正法におきましては、政党その他の政治団体及び政治家個人に一定の届出義務を課し、政治活動に伴う政治資金の授受の規正、その収支の公開等について規定し、政治活動の公明と公正を確保しようとするものであり、また、政党助成法におきましては、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続きを定め、その使途の報告等を行わせることにより、政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保しようとするものでありまして、いずれも民主政治の健全な発達に寄与しようとするものであります。

そこで、このたび政治家個人及び政党その他の政治団体の関係者の方々を対象として、政治資金及び政党助成に関する小冊子を作成しましたので、御参考にしていただきたいと思います。

令和3年12月

佐賀県選挙管理委員会

目 次

第1章 政治活動の手引

I 政治資金の規正	1
1 政治資金を規正する目的と方法	1
II 政治団体とは	2
1 政治団体とは	2
2 資金管理団体とは	2
3 国会議員関係政治団体とは	3
III 政治団体の設立・異動・解散	4
1 届出先及び方法等	4
2 届出の種類	4
3 届出義務に違反した場合	7
IV 会計帳簿の備付及び記載要領	8
1 会計帳簿	8
2 会計帳簿の記載要領等	8
3 領収書等	8
V 寄附の授受の制限	9
1 政治資金規正法による制限	9
(1) 寄附の量的制限	9
ア 総枠制限	9
(ア) 個人とする寄附	9
(イ) 会社とする寄附	9
(ウ) 労働組合又は職員団体のする寄附	10
(エ) 会社でも労働組合でもない団体のする寄附	10
(オ) 政治団体のする寄附	11
イ 個別制限	11
ウ 違法な寄附の受領禁止	11

(2) 寄附の質的制限	11
ア 企業等の団体寄附	11
イ 政治家個人に対する寄附禁止	11
ウ 特定会社等の寄附の禁止	12
エ 赤字会社の寄附の禁止	12
オ 外国人等からの寄附の受領の禁止	12
カ 匿名寄附の禁止	12
2 公職選挙法による制限	20
(1) 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止	20
(2) 公職の候補者等の寄附の禁止	20
(3) 公職の候補者等を寄附の名義人とする寄附の禁止	21
(4) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止	22
(5) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	22
(6) 後援団体に関する寄附等の禁止	22
VI 政治資金と税金	24
1 個人献金に対する税の優遇措置	24
(1) 優遇措置の内容	24
(2) 要件	24
(3) 適用除外	25
(4) 手続	25
2 その他	28
(1) 会社等法人の政治献金に対する税制上の措置	28
(2) 政治団体に対する課税	28
(3) 政治家個人に対する課税	28
VII 公職選挙法による政治活動の規制	29
1 政治活動用文書図画の掲示の規制	29

VIII 諸届出様式集（記載例）	33
第1号様式	
政治団体設立届	33
第2号様式	
規約・会則	35
第3号様式	
届出事項の異動届	37
第4号様式	
収支報告書（様式、記載要領）	39
第5号様式	
政治団体解散届	74
第6号様式	
資金管理団体指定届	75
第7号様式	
資金管理団体届出事項の異動届	76
第8号様式	
資金管理団体指定取消届	77
第8号様式の2	
資金管理団体でなくなった旨の届	78
第9号様式	
会計帳簿（様式、記載要領）	79
第10号様式	
被推薦書	94
第10号様式の2	
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	95
第10号様式の3	
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	96
第11号様式	
寄附金（税額）控除のための書類	97
第12号様式	
政党の状況等に関する届	98
第13号様式	
支部証明書	99

IX 諸届出様式集	100
第1号様式	
政治団体設立届	100
第3号様式	
届出事項の異動届	102
第5号様式	
政治団体解散届	104
第6号様式	
資金管理団体指定届	105
第7号様式	
資金管理団体届出事項の異動届	106
第8号様式	
資金管理団体指定取消届	107
第8号様式の2	
資金管理団体でなくなった旨の届	108
第10号様式	
被推薦書	109
第10号様式の2	
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	110
第10号様式の3	
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	111
第11号様式	
寄附金（税額）控除のための書類	112
第12号様式	
政党の状況等に関する届	113
第13号様式	
支部証明書	114

第2章 政党助成法のあらまし

I	政党交付金	116
II	政党交付金の交付の対象となる政党	116
III	各政党の政党交付金の額の算定	117
IV	政党の届出	119
V	政党交付金の交付手続	120
VI	政党交付金の使途等の報告	121
VII	政党の解散・合併・分割等	123
VIII	政党交付金の返還等	125
IX	その他	125

(凡 例)

規 正 法……………政治資金規正法

公 選 法……………公職選挙法

第 1 章 政治活動の手引

I 政治資金の規正

1 政治資金を規正する目的と方法（規正法第1条）

現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた代表によって構成される議会が、国民の意思を体現しつつ国政を運営していく議会制民主政治です。

選挙を通じて表明された国民の意思によって、国政の方向が定められるというのが理念ですが、現実の政治の場では、政党その他の政治団体、政治家の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、表明され、実現されることとなります。したがって、その政治活動が公明かつ公正に行われ、常に国民の不断の監視と批判のもとに行われる必要があります。

特に政治資金の問題になると、癒着や政治腐敗が生じる危険性もあり、その規正は、それを通じて健全な政治活動を確保しようとするものです。

政治資金の規正の方法については、2つの考え方があります。1つは、政党・政治団体に収支報告書の提出を義務づけ、これを公開することによって国民の判断の資料を呈示し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方であり、他方は、政治資金の公開のみならず癒着や政治腐敗の危険性から、政治資金の集め方に節度をもたせるための資金の授受自体についても具体的な制限を加えるという考え方です。

政治をありのままに国民に呈示し、国民がそれに対して自由に是非の判断を下しうるようにするため、政治資金の流れを公開することは民主政治の基本に合致したものとと言えます。しかしながら、現状では、政治資金の授受などをめぐって、癒着や政治資金の問題が生じる危険性もあると考えられるので、政治資金の流れ等を公開し、その適否の判断を国民に委ねるだけでなく、政治献金を直接規正し、そうした危険性をあらかじめ除去することも必要となってきます。

したがって、現行の政治資金規正法においては、政治資金の流れ等を公開するのみならず、直接規正することも基本的考え方として採用しています。

II 政治団体とは

1 政治団体とは（規正法第3条）

政治資金規正法における政治団体とは、次に掲げる団体をいいます。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体……政党、政治連盟

ここで「政党」とは、次のいずれかにあてはまる政治団体をいいます。

ア 国会議員を5人以上有するもの

イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの

- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体……後援会

- (3) 上記(1)及び(2)以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

「主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」とは、外見的には、文化団体、労働団体、経済団体等のごとく、政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上(ウ)及び(イ)に掲げる活動が、その団体活動の主たる部分を占めており、かつ、その活動が組織的、継続的である団体をいいます。よって、文化団体、労働団体、経済団体等が選挙のときにしばしば特定の候補者を推薦したり、応援したりすることがあっても、一般的には、政治資金規正法における政治団体には該当しません。ただし、公職選挙法上では、政治活動を行う団体として、選挙における政治活動について規制を受けます。

政治資金規正法における政治団体は、その設立の日から7日以内にその設立届を県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。

2 資金管理団体とは（規正法第19条）

公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職に在職している者（以下「公職の候補者等」という。）が自分のために政治資金の拠出を受け、政治家の政治資金を取り扱わせる政治団体として、指定した政治団体をいいます。この資金管理団体の指定は、公職の候補者等1人につき一に限るものとし、公職の候補者等自らがその代表者であることが必要です。

また、資金管理団体となりうる政治団体は前記の政治団体のうち(1)の政治連盟と(2)の後援会に限られ、(3)の政治目的以外の目的を掲げている政治団体は資金管理団体となり得ません。

(1) 資金管理団体をつくるには（規正法第19条）

まず、既存の政治団体の代表者を公職の候補者に変更するか、公職の候補者が代表者である政治団体を新たに設立することが必要です。そして県の選挙管理委員会に、この政治団体を資金管理団体に指定する資金管理団体指定届を、指定した日から7日以内に提出しなければなりません。

(2) 資金管理団体に指定するメリット（規正法第22条）（公選法第199条の5）

ア 「自己の資金管理団体に対する寄附」については、寄附の量的制限のうち個別制限（年間150万円）に関する規定が適用されず、また、公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附する場合には、その寄附は**特定寄附**として、さらに寄附の総枠制限（年間1,000万円）が適用されません。

イ 公職の候補者等は、選挙前一定期間（任期満了の場合、任期満了の日前90日から選挙期日まで）、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、「資金管理団体に対してする寄附」は差し支えありません。

(3) 資金管理団体による不動産の取得等の制限（規正法第19条の2の2）

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません。

ただし、例外的に平成19年8月6日から引き続き所有している不動産については、適用されませんが、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

3 国会議員関係政治団体とは（規正法第19条の7）

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいいます。

- (1) 国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）が、代表者である政治団体
- (2) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

なお、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、(1)の政治団体とみなされます。

ただし、政党や派閥、政策研究団体などは国会議員関係政治団体から除かれています。

Ⅲ 政治団体の設立・異動・解散

1 届出先及び方法等

主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に届け出ることになっています。(都道府県の選挙管理委員会が窓口)

複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外の地域において、主としてその活動を行う政治団体は、総務大臣所管の政治団体となりますが、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に届け出ますと、当該都道府県選挙管理委員会において受付をして総務大臣に送付します。

したがって、政治団体の各種の届出については、市町村の選挙管理委員会を経由する場合は一切ありません。

なお、各種届出のうち、政治団体の設立届及び異動届については、郵送によることなく、文書で直接、都道府県の選挙管理委員会に届け出ることになっています。

【受付時間：8：30～12：00、13：00～17：00（土日祝除く）】

2 届出の種類

(1) 政治団体設立届（規正法第6条）

(様式及びその記載要領については、P33及びP100参照)

政治団体の設立届には、その政治団体の規約・会則等を添付しなければなりません。

(規約・会則等の記載例はP35～36参照)

さらに、政党の支部については、「政党の状況等に関する届」及び「支部証明書」を添付しなければなりません。

(様式及び記載要領については、P98～99及びP113～114参照)

(2) 届出事項の異動届（規正法第7条）

(様式及び記載要領については、P37及びP102参照)

この異動届は、(1)の「設立届」により届け出たすべての事項が対象となります。したがって、団体名、代表者、会計責任者等の変更はもとより、規約・会則などの添付書類の内容に異動があった場合、国会議員関係政治団体の区分に異動があった場合も、この異動届が必要となります。

さらに、政党の支部については、団体名、主たる事務所の所在地、主たる活動区域に変更があった際には、「支部証明書」を添付しなければなりません。

(3) 収支報告書（規正法第12条）

(様式及び記載要領については、P39～73参照)

政治団体の会計責任者は、毎年1回、1月1日から12月31日までの当該団体の収支の状況を翌年3月31日（ただし、この間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合は4月30日）までに報告しなければならないこととされています。

なお、収支報告書を提出する際には、領収書等の写し（1件5万円以上の政治活動費に係る支出）を添付しなければなりません。

資金管理団体においては、収支報告書を提出する際には、1件5万円以上の支出のうち、人件費を除く経常経費についても、領収書等の写しを添付しなければなりません。

国会議員関係政治団体は、「収支報告の適正の確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から主に次のような義務等が課されています。また、収支報告書の提出期限も他の政治団体に比べ、2ヶ月（解散の場合は30日）長くなります。（規正法第19条の10）

ア 1件1万円超の支出（人件費以外）に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。（規正法第19条の10）

イ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ登録政治資金監査人（注1）による政治資金監査を受けなければなりません。（規正法第19条の13）

ウ 収支報告書を提出する際には、登録政治資金監査人が作成した「政治資金監査報告書」を添付しなければなりません。（規正法第19条の14）

エ 1件1万円以下の支出（人件費以外）に係る領収書等については、政治資金規正法による情報公開制度の対象となります。（規正法第19条の16）

（注1）登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録された方です。

（注2）既に設立している（設立届が提出されている）政治団体が、国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、逆に国会議員関係政治団体であった団体が国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合には、その旨等を記載した異動届を提出する必要があります。

(4) 政治団体解散届（規正法第17条、第19条の10）

（様式及び記載要領については、P74及びP104参照）

政治団体が解散した場合又は目的の変更等により政治団体でなくなった場合は、その代表者及び会計責任者であった者はその日から30日以内（国会議員関係政治団体は60日以内）にその旨届け出ることとされています。

なお、この場合、代表者及び会計責任者であった者は、「解散等の日現在での収支報告書」及び領収書等の写しを提出しなければなりません。

また、自然解散・自然消滅等は認められていないので、たとえみなし団体（P7参照）となり、政治団体の設立届をしていないものとみなされる団体であっても、必ず解散届を提出しなければなりません。

(5) 資金管理団体指定届（規正法第19条）

（様式及び記載要領については、P75及びP105参照）

資金管理団体の指定をした日から7日以内にその旨届け出ることとされています。

(6) 資金管理団体届出事項の異動届（規正法第19条）

（様式及び記載要領については、P76及びP106参照）

(2)の「異動届」を提出する団体が資金管理団体の場合で、資金管理団体指定届記載事項（公職の種類・資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）に異動があるときは、異動の日から7日以内に併せて「資金管理団体届出事項の異動届」を届け出ることとされています。

(7) 資金管理団体指定取消届（規正法第19条）

（様式及び記載要領については、P77及びP107参照）

資金管理団体の届出をした者は、資金管理団体の指定を取り消したときは、その取消の日から7日以内にその旨を届け出ることとされています。

(8) 資金管理団体でなくなった旨の届

（様式及び記載要領については、P78及びP108参照）

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったり、若しくは指定をした政治団体の代表者でなくなったり、若しくは死亡したり、又は当該政治団体が解散したり、若しくは資金管理団体とはなれない政治団体となったり、若しくは当該公職の候補者以外の者を推薦し若しくは支持することを本来の目的とする政治団体となったときは、その事実が生じた日から7日以内にその旨を届け出ることとされています。

届出の種類

届出の種類	届出の期限	添付書類	届出様式
政治団体 設立届	組織の日又は政治団体となった日 から7日以内	綱領(党則、規約、会則等) 課税上の優遇措置を受けることが できる政治団体は、特定公職の候 補者の被推薦書又は国会議員関係 政治団体に該当する旨の通知 【政党の支部のみ】 政党の状況等に関する届 支部証明書	第1号様式 第2号様式 第10号様式 第10号様式の2 第12号様式 第13号様式
届出事項の 異動届	異動の日から7日以内	【政党の支部のみ】 支部証明書	第3号様式 第13号様式
収支報告書	毎年12月31日現在の収支報告書を 翌年3月末まで (国会議員関係政治団体は翌年5 月末まで)	領収書等の写し 【国会議員関係政治団体のみ】 政治資金監査報告書	第4号様式
政治団体 解散届	解散又は目的変更等により政治団 体でなくなった日から30日以内	解散等の日現在における収支報告 書及び領収書等の写し	第5号様式
資金管理団体 指定届	指定の日から7日以内	—	第6号様式
資金管理団体 届出事項の 異動届	異動の日から7日以内	—	第7号様式
資金管理団体 指定取消届	取消しの日から7日以内	—	第8号様式
資金管理団体で なくなった旨の届	事実の生じた日から7日以内	—	第8号様式の2

※ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知は、国会議員関係政治団体(2号団体)に該当する場合にのみ添付し、それ以外の場合は、特定公職の候補者の被推薦書を添付する。

※ 収支報告書、解散届、資金管理団体指定届等についても、内容不備の場合の便宜を図るため持参して提出して下さい。

※ 収支報告書の提出期限については、12月31日から3月末までの間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合は4月末まで(国会議員関係政治団体については6月末まで)となります。

3 届出義務に違反した場合

(1) 禁止される行為(規正法第8条)

政治団体は、政治団体の設立届がなされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のためには、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受けたり、支出をすることができません。

(2) 無届団体(みなし団体)とみなす措置(規正法第17条)

政治団体が、毎年の収支報告書を2年次にわたり提出しない場合は、当該政治団体は2年目の収支報告書の提出期限が経過した後は、政治団体の設立届をしていない団体として取り扱われ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず(「どのような理由をもってするを問わず」という意味です。)、寄附を受けたり、支出をすることはできません。

IV 会計帳簿の備付及び記載要領

1 会計帳簿（規正法第9条）

すべての政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備付け、これに当該政治団体のすべての収入及び支出を正確に記載しなければなりません。

会計帳簿は、「収入簿」・「支出簿」・「運用簿」に分け、総務省令で定められている項目ごとにそれぞれ記帳することとされており、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

2 会計帳簿の記載要領等

様式及び記載要領については、別記第9号様式（P79～93）を参照してください。

3 領収書等（規正法第11条）

(1) 政治団体が支出をした場合は、領収書を徴することは当然であります。規正法では、1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体においては全ての支出）については、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書（その他支出を証すべき書面）を必ず徴さなければならないこととされており、徴収した領収書等は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

(2) 1件5万円以上（国会議員関係政治団体においては人件費以外の全ての支出）について領収書等を徴し難い事情がある場合（例えば会社の解散、その他天災事変等の不可抗力による連絡の途絶、証拠書類の亡失、交通機関の乗車券、郵便切手の購入等の場合）は、例外的に領収書等を徴しなくてもよいこととされています。

この場合の収支報告書の提出については、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に支出の目的、金額、年月日及び領収書等を徴し難かった事情を記載の上、これを添付しなければなりません。（P61参照）

V 寄附の授受の制限

政治資金規正法は、政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保することを目的としており、そのための手段として、①政治資金に係る収支の国民に対する公開、②寄附の制限を大きな柱とし、寄附の制限として、寄附の限度額を定める「量的制限」と特定の者の寄附を禁止する「質的制限」を設けています。

また、公職選挙法においても、選挙の公正確保、金のかからない政治の実現のために、特定の寄附あるいは公職の候補者や後援団体等に関する寄附について制限を設けています。

(注)「寄附」とは、金銭、物品、その他の財産上の利益を提供することを指し、債務の履行(売買契約に基づいて対価を支払う場合など)以外のものをいいます。

なお、収支報告書へ記載される寄附の公開基準は、個人・法人その他の団体・政治団体すべて5万円を超える額となります。

1 政治資金規正法による制限

(1) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、「総枠制限(1年間に寄附できる総額の制限)」と「個別制限(1年間に1つの政治団体に寄附できる金額の制限)」がありますが、選挙運動に関する寄附も政治活動に関する寄附の量的制限の対象となることに注意をしてください。

政治活動に関する寄附は、年間(暦年)を通じて次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

ア 総枠制限(規正法第21条、第21条の3)

(ア) 個人のする寄附

- 政党・政治資金団体に対する寄附……………2,000万円
- 政治家・その他の政治団体に対する寄附……………1,000万円

ただし、公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部、又は一部をその資金管理団体に寄附する特定寄附及び遺贈によってする寄附は寄附の総枠制限(年間1,000万円)が適用されません。

(イ) 会社のする寄附

- 政党・政治資金団体に対する寄附
会社の資本金又は出資の金額に応じ
- 10億円未満の場合……………750万円
- 10億円以上50億円未満の場合……………1,500万円
- 50億円以上100億円未満の場合……………3,000万円

100億円以上400億円未満の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 500 \text{万円} \times \frac{\text{資本金等の金額} - 50 \text{億円}}{50 \text{億円}} + 3,000 \text{万円}$$

※小数点以下は切り捨てる

400億円以上の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 300 \text{万円} \times \frac{\text{資本金等の金額} - 350 \text{億円}}{50 \text{億円}} + 6,000 \text{万円}$$

(一億円まで)

※小数点以下は切り捨てる

(ウ) 労働組合又は職員団体のする寄附

○ 政党・政治資金団体に対する寄附

労働組合、職員団体を構成する組合員又は構成員の数に応じ

5万人未満の場合…………… 750万円

5人以上10万人未満の場合…………… 1,500万円

10万人以上15万人未満の場合…………… 3,000万円

15万人以上45万人未満の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 500 \text{万円} \times \frac{\text{組合員の数} - 10 \text{万人}}{5 \text{万人}} + 3,000 \text{万円}$$

※小数点以下は切り捨てる

45万人以上の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 300 \text{万円} \times \frac{\text{組合員等の数} - 40 \text{万人}}{5 \text{万人}} + 6,000 \text{万円}$$

(一億円まで)

※小数点以下は切り捨てる

(ニ) 会社でも労働組合でもない団体（宗教団体、文化団体、親睦団体等）のする寄附

○ 政党・政治資金団体に対する寄附

前年における年間の経費の額に応じ

2,000万円未満の場合…………… 750万円

2,000万円以上6,000万円未満の場合…………… 1,500万円

6,000万円以上8,000万円未満の場合…………… 3,000万円

8,000万円以上2億円未満の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 500 \text{万円} \times \frac{\text{前年の年間の経費の額} - 6,000 \text{万円}}{2,000 \text{万円}} + 3,000 \text{万円}$$

※小数点以下は切り捨てる

2億円以上の場合

$$\text{年間寄附限度額} = 300 \text{万円} \times \frac{\text{前年の年間の経費の額} - 1 \text{億}8,000 \text{万円}}{2,000 \text{万円}} + 6,000 \text{万円}$$

(一億円まで)

※小数点以下は切り捨てる

(オ) 政治団体のする寄附

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附・不動産による寄附を除く）は、口座振込・振替が義務づけられています。

イ 個別制限（規正法第21条、第22条）

各年中において、個人のする寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体及び公職の候補者等（選挙運動に限る。）に対しては、150万円を超えることはできません。ただし、資金管理団体の届出をした公職の候補者等が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によってする寄附については、個別制限はありません。

会社、労働組合、職員団体その他の団体のする寄附は、政党及び政治資金団体以外の政治団体に対するもの並びに公職の候補者等に対するものは禁止されています。

個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間合計5,000万円以内に制限されています。また、政治団体（政党を除く）が公職の候補者等に対してする寄附は、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止されています。

ウ 違法な寄附の受領禁止（規正法第22条の2）

公職の候補者等及び政治団体は、会社等の寄附の制限、公職の候補者等の寄附の制限、総枠制限及び個別制限に違反してされる寄附を受けてはなりません。

(2) 寄附の質的制限

ア 企業等の団体寄附（規正法第21条、第5条第2項）

企業等の団体寄附は、政党、政治資金団体に対するものに限り認められます。

また、企業等が負担する党費または会費は、寄附とみなされるため、企業等が政党、政治資金団体以外の政治団体の会費を負担することはできません。

ここでいう企業等には、労働組合や文化団体、その他同窓会などの団体も入ります。

イ 政治家個人に対する寄附禁止（規正法第21条の2）

政治家個人に対する政治活動に関する寄附は、政党がする寄附を除き禁止されています。

ただし、選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品による寄附は、禁止の対象外となっています（企業等の団体寄附は、上記のとおり禁止）。

したがって、政治家個人の後援会であっても、選挙運動に関するものを除き、その政治家本人への金銭等による寄附は禁止されることになります。

(注) ここでいう“選挙運動に関する寄附”とは、選挙運動期間中に限らず、公職の候補者の選挙運動に対し寄附することをいいます。

ウ 特定会社等の寄附の禁止（規正法第22条の3）

(ア) 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附はできません。

(イ) 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、(ア)、(イ)に該当する会社、その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの後援団体に対してする寄附については適用されません。

また、地方公共団体と(ア)、(イ)と同様の関係にある会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの後援団体に対してする政治活動に関する寄附についても、(ア)、(イ)と同様の期間は寄附をすることはできません。

(ア)、(イ)に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

エ 赤字会社の寄附の禁止（規正法第22条の4）

3事業年度以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附はできません。

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

オ 外国人等からの寄附の受領の禁止（規正法第22条の5）

一部の例外を除き、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

カ 匿名寄附の禁止（規正法第22条の6）

本人名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、匿名寄附のうち、以下の3要素を満たす政党匿名寄附については、匿名寄附の禁止の適用はありません。

(ア) 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場においてなされるもの

(イ) 政党又は政治資金団体が受ける寄附

(ウ) 一件当たりの寄附が1,000円以下のもの

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

政治資金規正法改正のあらまし

～資金管理団体による不動産の取得等の制限について～

- ① 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないこととなります。
- ② この法律の施行前から引き続き所有している不動産については、適用されませんが、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないこととなります。

平成19年8月6日から施行

～資金管理団体の人件費以外の経常経費の収支報告書への
明細の記載及び領収書等の写しの添付義務付けについて～

- ① 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の1件当たり5万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととなります。
- ② 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の1件当たり5万円以上の支出について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならないこととなります。
- ③ 平成20年の収入及び支出に係る収支報告書から適用されます。

平成20年1月1日から施行

～国会議員関係政治団体の人件費以外の経常経費の収支報告書への明細の記載、領収書等の写しの添付義務付け及び少額領収書等の保存・提出について～

- ① 国会議員関係政治団体は、全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体は、1件1万円超の支出（人件費以外）について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととなります。
- ③ 国会議員関係政治団体は、人件費以外の1件1万円超の支出について、収支報告書の提出の際に、その領収書等の写しを併せて提出しなければならないこととなります。
- ④ 国会議員関係政治団体は、収支報告書を提出する際には、あらかじめ、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けるとともに、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければならないこととなります。
- ⑤ 国会議員関係政治団体は、人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等についても都道府県選挙管理委員会から提出命令があった場合にはその写しを提出しなければならないこととなります。
- ⑥ 平成21年の支出及び収支報告書から適用されます。

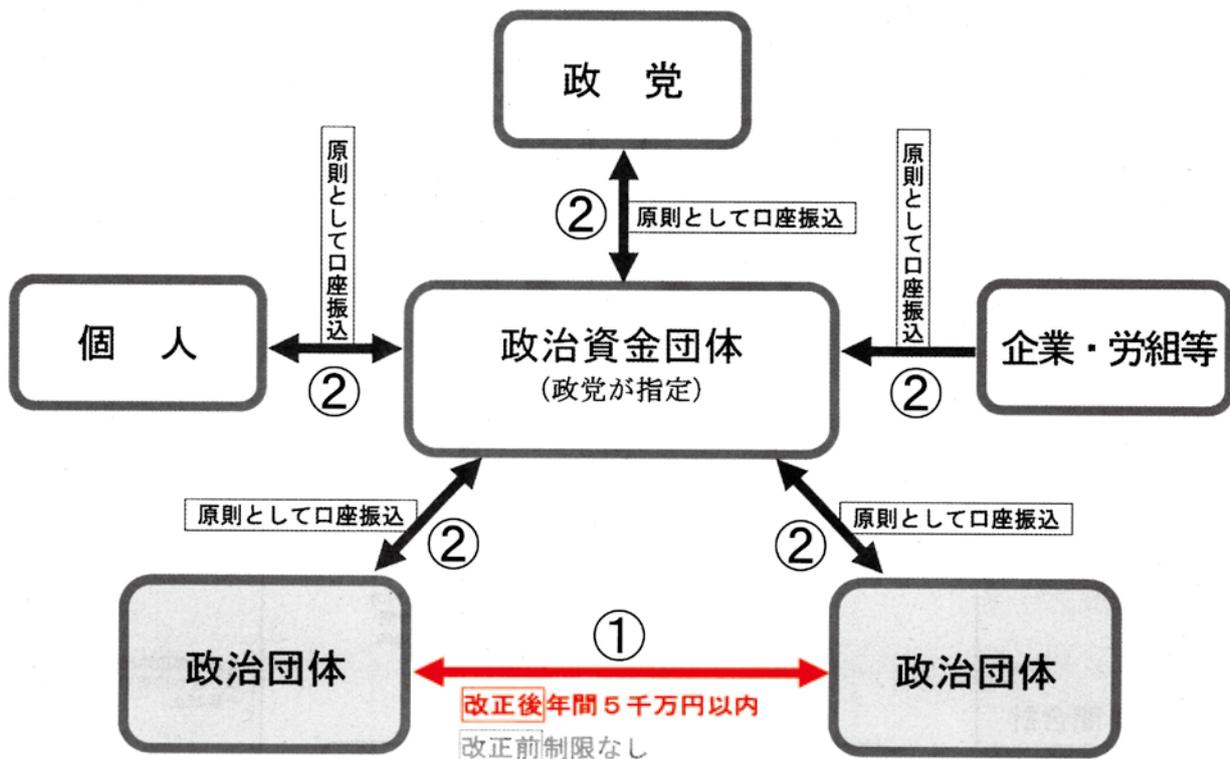
平成21年1月1日から施行

政治資金規正法改正のあらまし

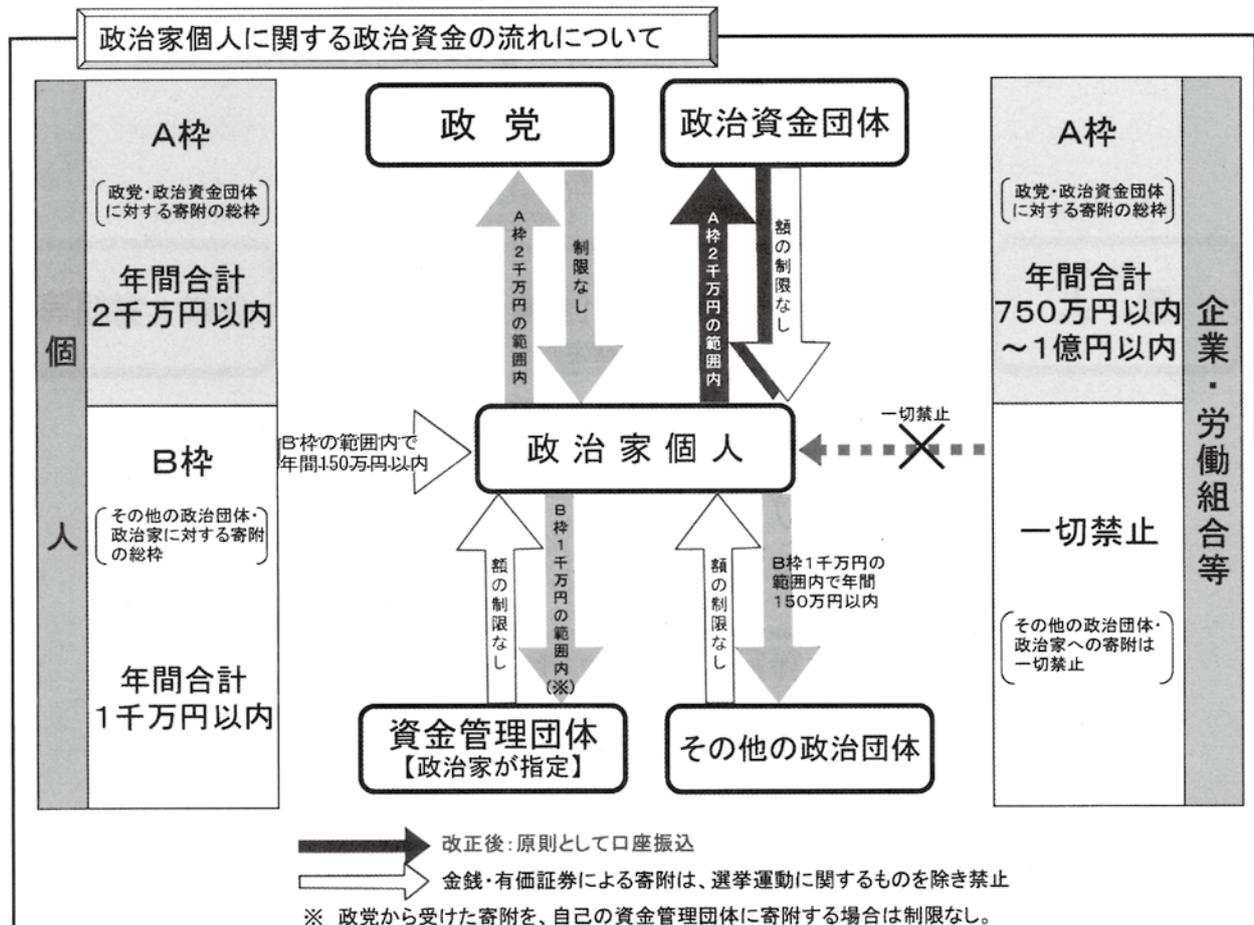
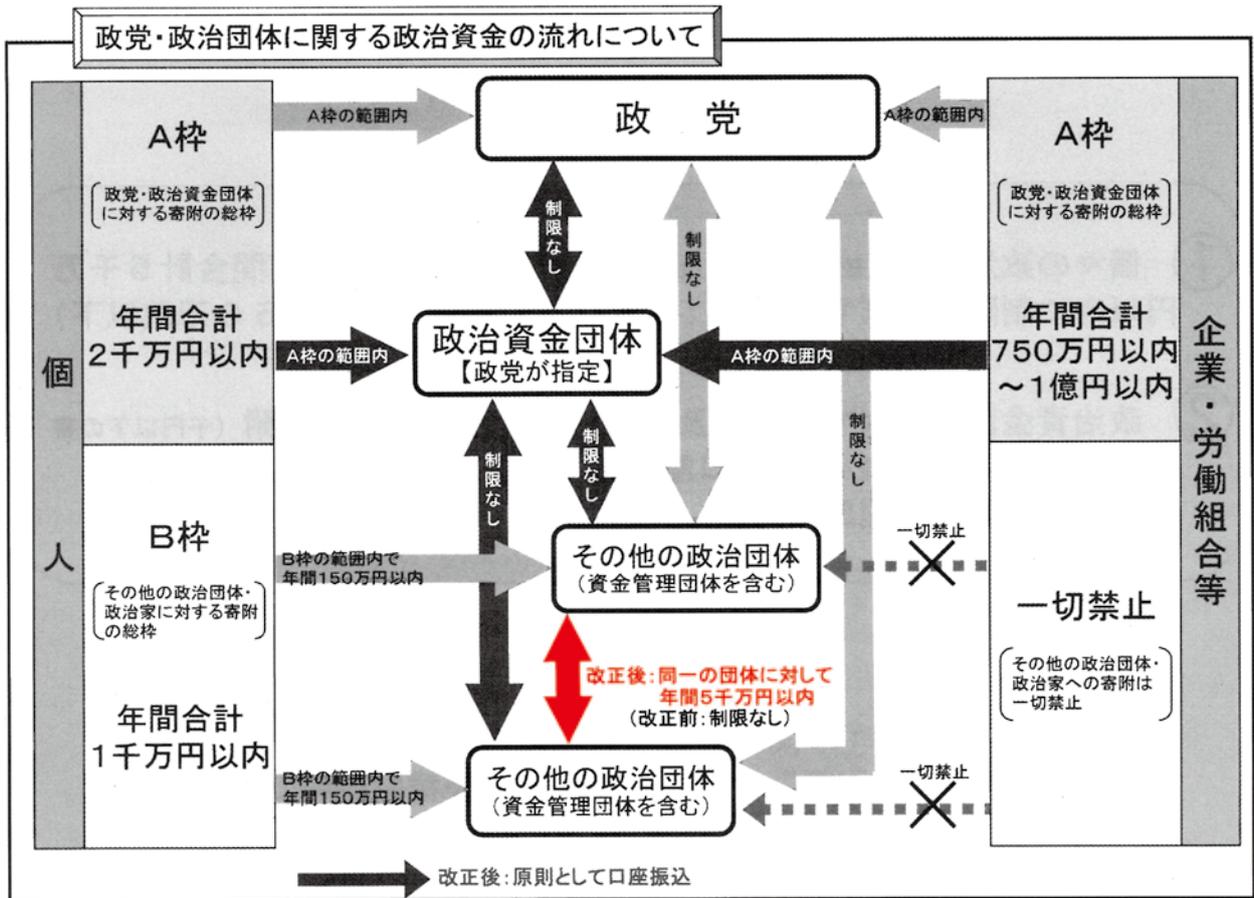
～政治団体間の寄附等について～

- ① 個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間合計5千万円以内に制限されます。（違反：1年以下の禁錮又は罰金50万円以下）
- ② 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（千円以下の寄附・不動産による寄附を除く）は、口座振込・振替が義務づけられます。（違反した寄附：国庫に帰属）

■ = ①年間合計5千万円以内に制限
■ = ②原則として口座振込・振替を義務づけ



平成18年1月1日から施行

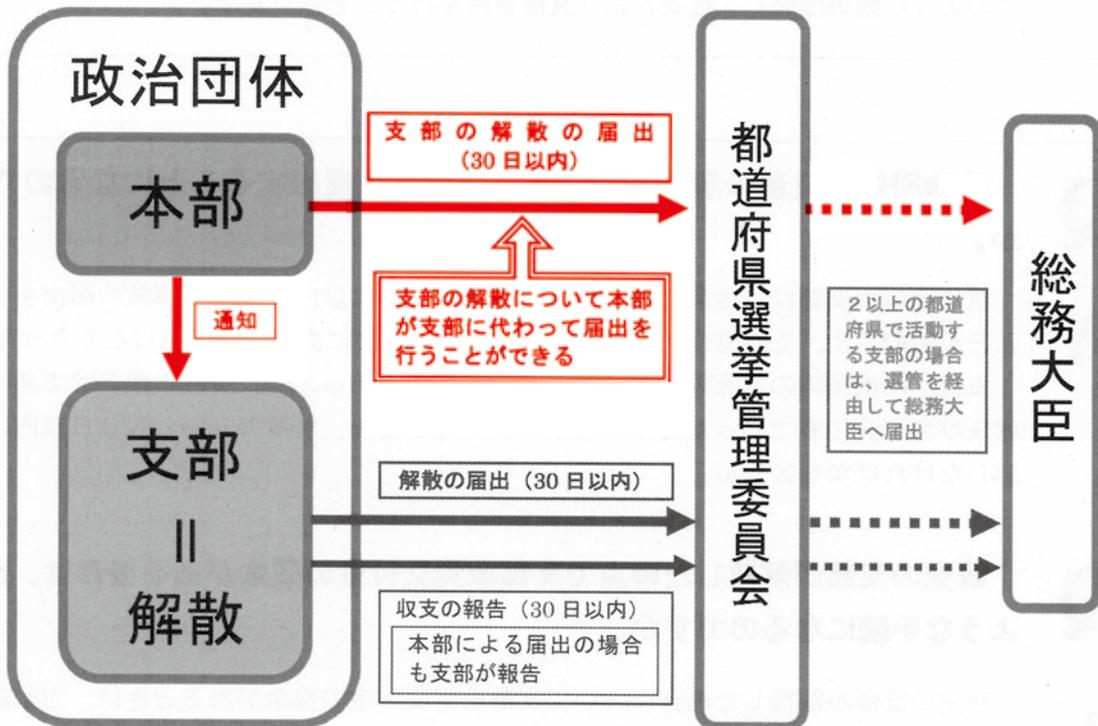


政治資金規正法改正のあらまし

～政治団体の本部による支部解散届出について～

- ① 政治団体の支部の解散について、本部は、解散の日から30日以内に、支部に代わって届出ができることとなります。
- ② 解散を届け出た本部は、支部に対しその旨を通知しなければなりません。

— =改正後に追加された手続



平成17年12月2日から施行

Q 政党の支部と資金管理団体との間や政党の支部とその他の政治団体（後援会等）との間の寄附についても、年間合計5千万円の枠内で行わなければならないのですか。

A 政党は、年間5千万円の寄附制限の対象となる政治団体から除かれますので、政党の支部と資金管理団体やその他の政治団体との間の寄附については、従来どおり量的な制限はありません。

Q 政党（の支部）や資金管理団体に対する寄附についても、銀行の口座振込みによらなければならないのですか。

A 銀行の口座振込みなどによることが義務付けられているのは、政治資金団体に対する寄附と政治資金団体が行う寄附です。政党や資金管理団体に対する寄附についてはこのような制限はなく、従来どおり直接寄附を行うことは可能です。

Q 政治団体の支部の解散届は、すべて本部が提出することになるのですか。

A 政治団体の支部は、従来どおり解散の日から30日以内に、自ら解散の届出をすることが可能です。その場合、解散の収支報告書を同時に提出しなければなりません。また、政治団体の本部が解散の届出をした場合であっても、支部の代表者であった者及び会計責任者であった者は、解散の収支報告書を、解散の日から30日以内に提出しなければなりません。

Q 政党の支部が解散した時点で支部政党交付金の残余がある場合は、どのような手続になるのですか。

A 政党の支部が解散した場合において支部政党交付金の残余があるときは、当該政党は、総務大臣にこれを返還する必要があります。

寄附の量的制限等の概要

寄附者		受領者	政治家個人	その他の政治団体		政党・政治資金団体 (政党が指定)
				資金管理団体 (政治家が指定)	資金管理団体 以外の団体	
個人	総枠制限		年間1,000万円以内(注1) ただし、政治家に対するものは、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止			年間2,000万円以内
	同一の受領者に対する個別制限		年間150万円以内(注2) ただし、政治家に対するものは、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止			制限なし
会社労働組合等の団体	総枠制限		一切禁止		資本金、組合員数等に依じて年間750万円以内～1億円以内	
	同一の受領者に対する個別制限				制限なし	
政治団体	政党	量的制限	制限なし			
	政治資金団体		制限なし		制限なし	
	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)		選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止	同一の政治団体に対し年間5,000万円以内		

(注1) 資金管理団体の届出をした政治家が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、総枠制限はない。

(注2) 資金管理団体の届出をした政治家がその資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、個別制限はない。

(注3) 遺贈による寄附については、量的制限はない。

(注4) 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(1,000円以下の寄附・不動産による寄附を除く)は、口座振込・振替が義務づけられている。

2 公職選挙法による制限

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附については、政治資金規正法による規制のほかに公職選挙法による規制があり、その規制の内容は、おおむね次のとおりです。

(1) 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法第199条、第200条）

- ① ア 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならないこととされています。

地方公共団体と同様の関係にある者は、当該地方公共団体の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならないこととされています。

イ 12ページのウ(ア)は会社が国から直接利子補給金の交付を受けている場合でしたが、会社に対して融資をしている金融機関等に対して国から利子補給金の交付が行われている場合は政治資金規正法では規制がありません。しかし、公職選挙法による規制があり、次のとおり一定期間選挙に関し寄附をすることはできません。

(ア) 国が利子補給をした金融機関から利子補給に係る融資を受けた場合は、衆議院議員、参議院議員の選挙に関して寄附はできません。

(イ) 地方公共団体が利子補給をした金融機関から利子補給に係る融資を受けた場合には、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して寄附することはできません。

寄附ができない期間は、12ページのウ(ア)の場合と異なり、当該金融機関が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日（始期）から、利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日（終期）までの間です。

- ② ①に該当する者に対しては、何人もその選挙（国と関係のある者については、参議院議員選挙、衆議院議員選挙、地方公共団体との関係のある者については、当該地方公共団体の議員及び長の選挙）に関し、寄附を勧誘したり、要求してはいけません。

また、これらの者から寄附を受けてもいけません。

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止（公選法第199条の2）

公職の候補者等（現職のほか、候補者及び候補者となろうとする者を含む。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず（「どのような理由をもってするを問わず」という意味です。）、寄附をしてはならないこととされています。

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束のことをいい、党費、会費その他債務の履行としてなされるものは含みません。

この場合、その寄附が選挙に関するかどうかを問わず、また時期のいかんを問わず禁止されているので注意してください。

「当該選挙区内にある者」とは、当該選挙区内に住所又は居所を有する者だけでなく、一時的な滞在者も含み、かつ自然人、法人だけでなく人格のない社団も含むと解されています。

ただし、次に掲げる場合は、例外として禁止されていません。

ア 政党その他の政治団体若しくはその支部に対してする場合

ただし、その他の政治団体が、その公職の候補者の後援団体である場合は、一定期間寄附をすることが禁止されています。

イ 公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合

ウ 公職の候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合

「必要やむを得ない実費の補償」とは、参加者が講習会等に参加するために最小限度必要な旅費等のことをいうものであり、食事についての実費の補償（具体的には、食事の提供あるいは食料の提供をいう。）は含まれません。

ただし、次に掲げる講習会等の実費の補償は禁止されています。

(ア) 参加者に対して饗応接待が行われる講習会等

「饗応接待」とは、一般的には、酒食の供与、映画、演劇の鑑賞、温泉への招待等で、相手方に慰安快楽を与えることであり、単なる政治教育に名を借りた選挙目当ての集会はもとより、政治教育のための集会であっても、同時にアトラクションとか温泉招待が付いているようなものは禁止されているということです。

なお、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓子を提供することは必要やむを得ないものであれば差し支えないものと解されています。

(イ) 選挙区外において行われる講習会等

(ウ) 任期満了前90日に当たる日（任期満了による選挙以外の場合は、選挙管理委員会が当該選挙を行うべき事由が生じた旨を告示した日の翌日及び衆議院の解散の翌日）から選挙の期日までの間に行われる講習会等

エ 次のような場合は罰則をもって禁止されます。

候補者等が、「結婚披露宴や葬式に自ら出席し、その場においてする祝儀及び香典」以外の寄附については、罰則の対象となります。

例えば、候補者等の配偶者が、葬式に代理出席して候補者等の香典を渡すことは、罰則の対象となります。また、葬式に花輪を贈ることも罰則の対象となります。（香典は金銭に限ります。）

さらに、候補者等は、選挙区内の祭りや運動会に、金銭や酒等を寄附することはできませんし、名前や写真入りのうちわやカレンダーなどを選挙区内にある者に対して贈ることもできません。候補者等は自宅に来る支援者に、食事を出してもてなすこともできません。

(3) 公職の候補者等を寄附の名義人とする寄附の禁止（公選法第199条の2）

公職の候補者等以外の者が行う公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、特定の場合（本ページ(2)イ、ウ）を除き、いかなる名義をもって

するを問わず（どのような理由をもってするを問わず）禁止されています。

これは、公職の候補者等以外の者があたかも公職の候補者等の寄附禁止の脱法的な形態である寄附を禁止することとしたものです。

また、何人も公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、公職の候補者等以外の者に対してこれを勧誘し、又は要求してはならないこととされています。ただし、特定の場合（前ページ(2)イ、ウ）についての寄附の勧誘・要求はこの限りではありません。

なお、公職の候補者等の寄附の禁止の場合と異なり、寄附の禁止の例外として、政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合がありますが、これは政治資金規正法第22条の6第1項において、何人も本人の名義以外の名義で政治活動に関する寄附をしてはならないとされており、すでに他の法律で禁止されているので、除外されているものです。

(4) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法第199条の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず（どのような理由をもってするを問わず）、これらの者の氏名を表示し又は類推されるような方法で寄附をしてはならないこととされています。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は除かれます。

この寄附は候補者がする寄附と同じく、選挙に関する否とを問わず、いかなる時期であっても禁止されることに注意を要します。

(5) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公選法第199条の4）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙に関し、いかなる名義をもってするを問わず（どのような理由をもってするを問わず）、寄附をしてはならないこととされています。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合は除かれます。

例えば、「株式会社甲野太郎商店」（公職の候補者等の氏名が甲野太郎の場合）のようなものをいい、前記の(4)の団体においては、禁止される方法以外の方法においては寄附をすることが可能でありましたが、このような団体においては、いかなる方法をもってしても寄附をすることができません。ただ、前記の(4)の団体が選挙に関する否とを問わず寄附をすることが禁止されているのに対し、ここでの団体は「当該選挙に関し」寄附することのみが禁止されている点に注意する必要があります。

(6) 後援団体に関する寄附等の禁止（公選法第199条の5）

ア 後援団体（いわゆる後援会よりも広い概念で、文化団体、労働団体がある選挙について、特定の候補者を支持し、それが当該団体の政治活動のうち主たるものとみなされる場合は、

この団体は公職選挙法上の後援団体となることに注意してください。) は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず (どのような理由をもってするを問わず)、寄附をしてはならないこととされています。

例えば、後援団体が当該選挙区内の人や会社・団体に花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、時期がいつであっても禁止されており、違反すると処罰されます。

ただし、後援団体が(ア)政党その他の政治団体若しくはその支部に対し寄附をする場合 (イ) 支持する候補者等に対し寄附をする場合 (ウ) 後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合はこの限りではありません。

しかしながら、任期満了の日前90日にあたる日 (任期満了による選挙以外の場合は、選挙管理委員会が当該選挙を行うべき事由が生じた旨を告示した日の翌日及び衆議院の解散の日の翌日) から選挙の期日までの間は、当該選挙の候補者等の後援団体は、たとえ、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関するものであっても、当該選挙区内にある者に対する寄附はできません。

さらに、後援団体が当該選挙区内にある者に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを寄附することは、それがその団体の設立目的により行う行事又は事業に関するものであっても、寄附の時期がいつであっても、行うことはできません。(政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等に対し寄附をする場合を除く。)

イ 後援団体の総会その他の集会 (後援団体を結成するための集会を含む。) 又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、上記の期間中は、何人も、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることが禁止されています。

これは公職の候補者等の行為だけを禁止するものではなく、何人によってなされるものも禁止されています。

ウ 公職の候補者等は上記の期間中、自分の後援団体に対し寄附することが禁止されています。

ただし、公職の候補者等が自分の資金管理団体に上記の期間中、寄附することは禁止されていません。

VI 政治資金と税金

1 個人献金に対する税の優遇措置

議会制民主主義は、国民主権の原理の下で、国民の代表として、国民の負託を受けた議会の議員を直接の担い手として運営される政治形態です。この議会制民主政治において、国民の意思をより正確に反映させていくためには、政治の直接の担い手である政治家の政治活動に要する経費も、それを支持する国民個々人が拠出する政治献金によってまかなわれるのがのぞましい姿といえます。

こうしたことから、その実現に向けて個人献金を奨励する必要がありますが、このための措置の一つとして租税特別措置法により個人献金に係る税制上の優遇措置があります。

(1) 優遇措置の内容

優遇措置の制度は「所得控除制度」と「税額控除制度」の2種類がありますが、個人が政党又は政治資金団体に対して行った寄附については、所得控除と税額控除のうち税の優遇措置を受ける者の有利な方を選択することができます。ただし、「税額控除制度」の適用については、平成7年1月1日以降の寄附に限ります。それ以外の個人が特定の公職に係る政治家の後援団体に対して行った寄附又は当該政治家個人に対して選挙運動に関し行った寄附については、「所得控除制度」のみ適用があります。

ア 所得控除制度は、課税の対象となる所得から寄附金控除額を引くものです。

寄附金控除額 = {「その年に支出した特定寄附金の額の合計額」と「その年の総所得金額等の40パーセント相当額」とのいずれか低い金額} - 2千円

イ 税額控除制度は、所得税額から税額控除額を引くものです。

税額控除額 = (「政党等に対する寄附金の額の合計額」 - 2千円) × 30パーセント

(2) 要件

個人献金であれば、すべて優遇措置が受けられるわけではなく、以下の要件の全てに適合する必要があります。

ア 平成7年1月1日から令和6年12月31日までにされた寄附であること。

イ 次に掲げる者に対してするいずれかの寄附であること。なお、税額控除については、(㍑)に限られること。

(㍑) 政党、政治資金団体

(イ) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体又は政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員であるもの（政治団体設立届時に当該国会議員の氏名を記載

した書面を提出しておくことが必要)

- (ウ) 国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の市長若しくは議会議員の職にある者、又はなろうとする者の推薦、支持を本来の目的とする後援団体 {国会議員の職にある者、又はなろうとする者の推薦、支持を本来の目的とする政治団体については国会議員関係政治団体に該当する旨の通知、それ以外の政治団体については被推薦書を提出しておくことが必要} (様式及び記載要領については、別記第10号様式及び第10号様式の2参照)

ただし、現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られることとなっています。また、候補者になろうとする者が何らかの事情で立候補しなかった場合には対象となりません。

- (エ) 国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員選挙における候補者に対する選挙運動に関してされた寄附

普段の政治活動に関してされた寄附については対象となりません。

ウ 収支報告書への記載

政治団体が毎年12月31日現在で作成し、提出する収支報告書又は解散の際に提出する収支報告書、それから候補者が公職選挙法の規定により一定期間内に提出する選挙運動に関する収支報告書の中に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要です。

政治団体が提出する収支報告書には、年間5万円、候補者の選挙運動に関する収支報告書には、一件1万円を超える寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが義務づけられています。優遇措置を受けようとする寄附者については、たとえこれ以下の金額であっても収支報告書に氏名が記載されていることが必要です。

(3) 適用除外

要件をすべて満たすものであつても、法の規定に違反する寄附及び寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附については、優遇措置が適用されないこととなっています。

ア 法の規定に違反するもの

個人の寄附の総枠制限や個別制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等法の規定に違反するものは寄附金控除の対象から除かれます。

イ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

例えば、公職の候補者が自分の後援会に寄附した場合等が考えられますが、どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されます。

(4) 手続

寄附者が寄附金控除を受けるには、次の手続が必要です。

ア 政治団体の手続

(ア) 「寄附金控除のための書類」の作成

政治団体は、県の選挙管理委員会から「寄附金控除のための書類」(別記第11号様式)をもらい、必要事項を記入します。

(イ) 収支報告書と「寄附金控除のための書類」の提出

収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載し、県の選挙管理委員会に提出します。その際、「寄附金控除のための書類」を添付し、県の選挙管理委員会の確認を受けることが必要です。

(ウ) 「寄附金控除のための書類」の寄附者への交付

県の選挙管理委員会の確認印が押された「寄附金控除のための書類」を寄附者に交付します。

イ 寄附者の手続

寄附者が寄附した場合、税務署に対して確定申告をする際に、その旨を申告する必要があります。

(ア) 添付書類

確定申告の際には、政治団体から「寄附金控除のための書類」の交付を受けて、これを添付することが必要です。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、いったん政治団体に寄附した旨を領収書等で税務署に申告し、その後に政治団体からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出しなければなりません。この書類には、県の選挙管理委員会の確認印が押されており、この書類を税務署に提出すれば寄附者の手続は終了することになります。

(イ) 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例

当該団体への寄附は、当該候補者が立候補した年及びその前年の寄附に限り寄附金控除の対象となります。立候補の年分については通常の手続によりますが、前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合には、次のいずれかの手続が必要です。

a. 前年分の確定申告をしている場合

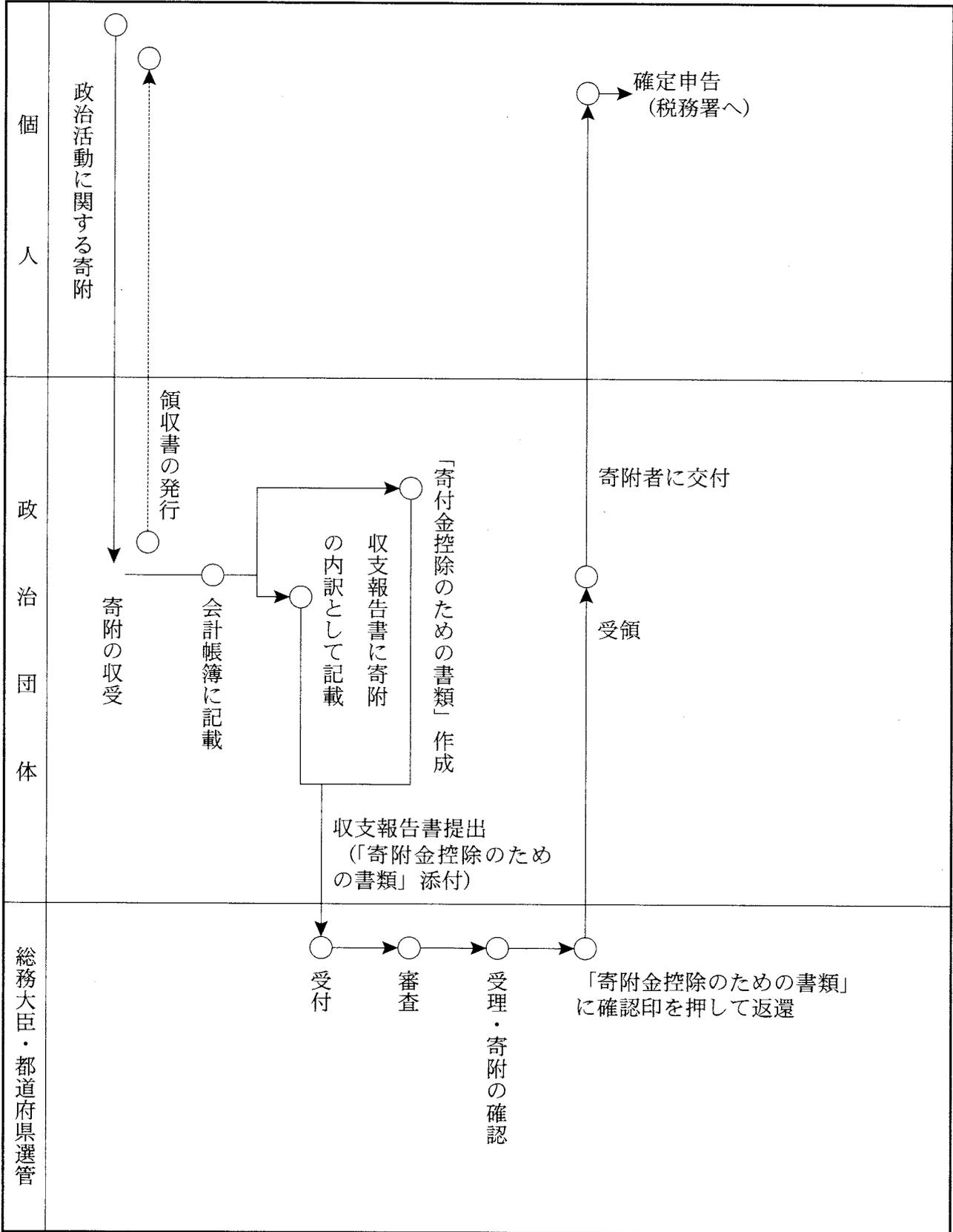
更正の請求(更正の請求のできる期間は確定申告の期限から1年間に限られます。)

b. 前年分の確定申告をしていない場合

期限後の確定申告(期限は確定申告の期限から5年間に限られます。)

これらいずれの場合にも、「寄附金控除のための書類」を提出しなければなりません。

〈寄附金控除の手続の流れ〉



2 その他

(1) 会社等法人の政治献金に対する税制上の措置

法人が政党や政治資金団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額^{*1}の範囲内で損金算入の対象となります。したがって、法人が行う政治献金については、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

法人の寄附金の損金算入限度額は、次の算式によります。

$$\left[\text{資本金等の金額}^{*2} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

※1 平成24年4月1日以後に開始した事業年度について適用される。

※2 資本金等の金額……資本の金額又は出資金額と資本積立て金額との合計額

(2) 政治団体に対する課税

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体のこれらの収入については非課税措置が適用されていますが、これは、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、議会制民主主義の下で政治活動の中心的担い手として、その得た収入を政治活動に費消することを前提としたものであります。したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために費消するような場合については、課税の対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなります。

(3) 政治家個人に対する課税

政治家個人の収入は歳費等の給与所得、預金利子等のその他の所得と政治活動に関して受けた政治資金等の雑所得があり、これらは通算して所得税の課税対象とされますが、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となります。ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっていますので、政治資金に係る雑所得の計算上赤字（政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合）が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、選挙運動に関する収支報告書により報告がなされているものについては課税されません。

Ⅶ 公職選挙法による政治活動の規制

1 政治活動用文書図画の掲示の規制（公選法第143条）

選挙が行われていない平常時における政治活動については、公職選挙法において次の規制があります。

- (1) 公職（国会議員、地方公共団体の長、議会の議員）に就いている者、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者（以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画
- (2) 後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画は、原則として禁止され、掲示することができません。

ただし、以下の事項①～③については掲示することができます。

- ① 立札及び看板の類で、公職の候補者等又は後援団体の政治活動用事務所に掲示するもの（規格150cm×40cm以内、ただしこの規格には、下の足の部分等も含まれる。）

ア 掲示枚数の制限及び証票交付申請の方法

- (ア) 公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者に係るすべての後援団体を通じて、次の表に掲げる枚数を掲示することができます。

また、一事務所当たり2枚まで掲示することができ、1枚の立札・看板の類の両面を使用したものは2枚と数えます。

- (イ) 立札・看板の類には、当該選挙を管理する選管が交付する証票を貼付して掲示することとなりますが、次表の区分に応じて当該選管に備え付けてある証票交付申請書により交付申請してください。
- (ロ) 後援団体が証票を交付申請するときは、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意書を添付しなければなりません。

イ その他

- (ア) 掲示場所は、当該候補者等又は当該後援団体が、政治活動のために使用する事務所として選挙管理委員会へ届け出た建物の入り口付近となります。

したがって、届け出た以外の場所や事務所としての実態のない場所（交差点や駐車場、田畑等）、自動車等に掲示することはできません。

- (イ) カーブミラー等の公の工作物に許可なく立札及び看板の類を取り付けることはできません。
- (ロ) 立札及び看板の類の記載内容は、選挙運動にわたるものであってはいけません。
- (ハ) 中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札及び看板の類とは認められません。
- (ニ) 三角柱や円錐形のように立体的になったもの（P31参照）は使用できません。

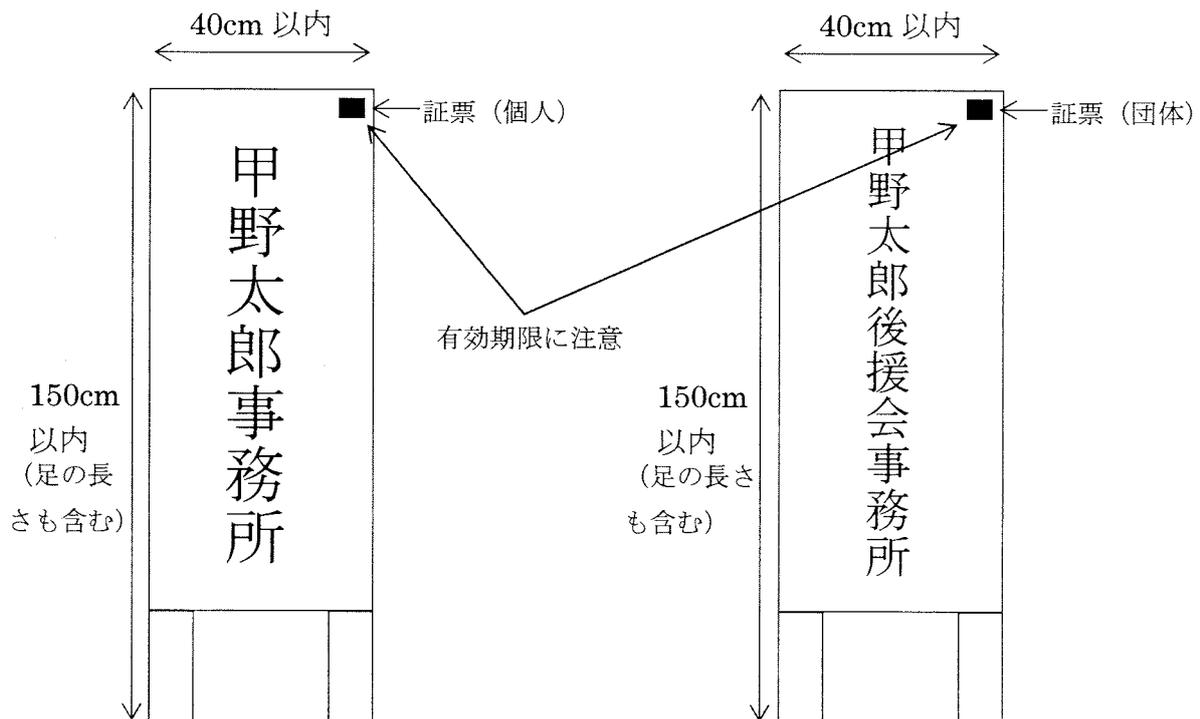
- (カ) 立札及び看板の類は、選挙運動期間中に新たに掲示することはできませんが、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙運動期間中も掲示しておくことができます。
- (キ) 立札及び看板の類の異動や廃止については、交付申請先の選挙管理委員会に対し届け出てください。
- (ク) 証票の有効期限に注意してください。

(現在県選管が発行する証票の有効期限はR2.4.1～R6.3.31です。)

選挙の種類	証票の枚数		証票交付申請先
	公職の候補者等	後援団体 (すべてを通じて)	
衆議院議員 (比例代表)	46枚 (ただし、1小選挙区内には10枚)	69枚 (ただし、1小選挙区内には15枚)	中央選挙管理会
参議院議員 (比例代表)	100枚 (ただし、県内には12枚)	150枚 (ただし、県内には18枚)	
衆議院議員 (小選挙区)	10枚	15枚	県選管
参議院議員 (選挙区)	12枚	18枚	
県知事	12枚	18枚	
県議会議員	6枚	6枚	
市長・市議会議員	6枚	6枚	当該市選管
町長・町議会議員	4枚	4枚	当該町選管

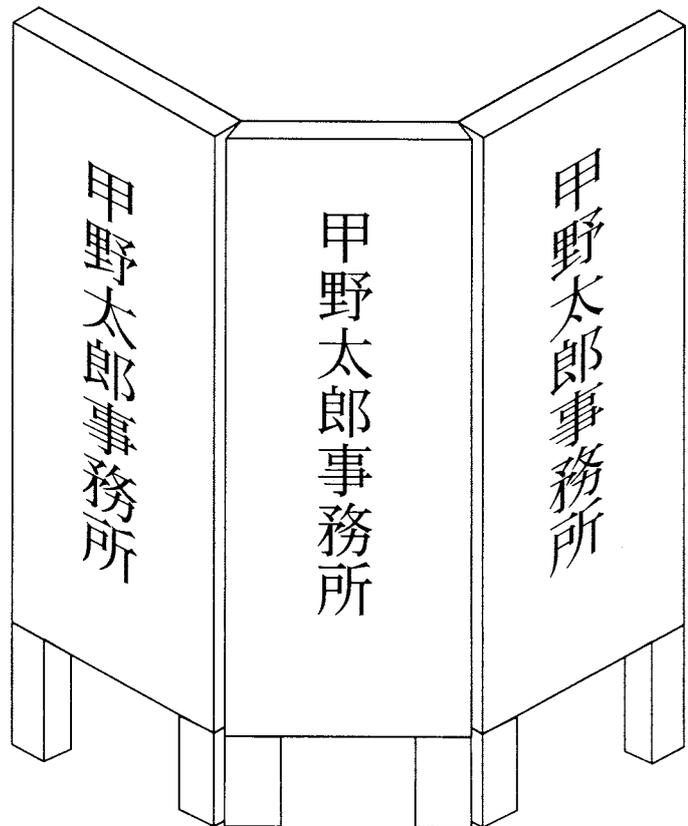
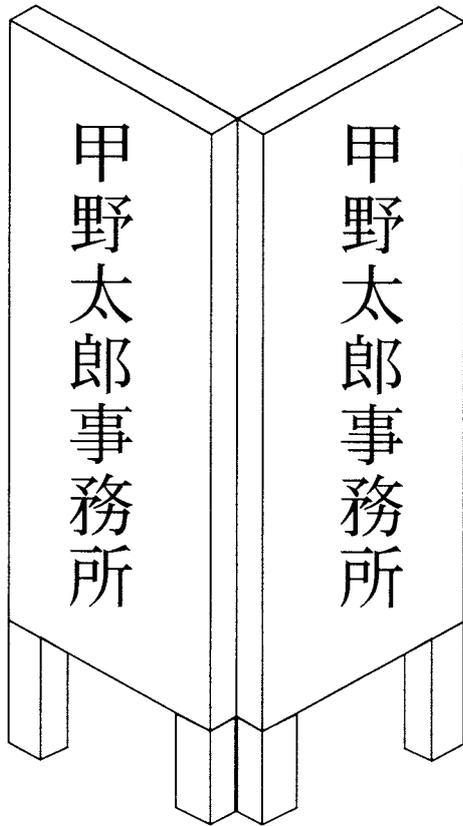
(公職の候補者等の個人の政治活動用)

(後援団体の政治活動用)



(立体的な使用形態例)

※使用できません。



② ポスター

ア ベニヤ板・プラスチック板等で裏打ちされたポスターは掲示できません。

イ 公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスターは掲示できません。

ウ 各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定期間（下記の日から選挙の期日までの間）当該選挙区内に掲示できません。

- ・衆議院議員総選挙………任期満了の日の6月前の日から又は解散の日の翌日から
- ・参議院議員通常選挙………任期満了の日の6月前の日から
- ・地方選挙………任期満了の日の6月前の日から又は選挙事由が告示された日の翌日から
- ・各選挙の再選挙・補欠選挙…選挙事由が告示された日の翌日から

これら以外のポスター、例えば、候補者等又は後援団体が行う演説会等の開催周知のために使用される裏打ちのないポスター等は、公職の候補者等の氏名や後援団体の名称が表示されていても、通常は、公職の候補者等の氏名や後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのものとは認められませんので、一般的には禁止の対象にはなりません。

ただし、当該ポスターは、政治活動のために使用されるものでなければならず、選挙運動にわたるものであってはいけません。

例えば、これらのポスターに公職の候補者等が特定の選挙の立候補予定者である旨、政党等の公認である旨等を記載したもの、又はその演説会の開催予定のないもの、その演説会の開催予定の日及び場所から異常に早い時期や異常に離れた場所に掲示されたもの、その演説会の終了後も掲示しておくもの、必要以上に大きなもの又は大量に掲示されたもの等は、掲示されたポスターが、演説会の開催告知を口実として特定の候補者等の氏名を普及宣伝（売名行為）するものとしておおむね選挙運動にわたるものと認められます。

また、当該ポスターには、必ず表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

③ 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの

この場合には、すべての形態の文書図画を掲示することができます。

ただし、前述と同様に政治活動のために使用されるものでなければならず、選挙運動にわたるものであってはいけません。

諸届出様式集

(記 載 例)

※ 様式等の一部は、佐賀県選挙管理委員会のホームページにも掲載しています。

〔ホームページのアクセス方法〕

- ① インターネットの検索エンジンで「佐賀県選挙管理委員会」を検索
- ② 下記URLをアドレスバーに入力
<https://www.pref.saga.lg.jp/list00147.html>
- ③ 佐賀県庁のホームページから移動
佐賀県庁ホームページ>県政情報>選挙>その他

VIII 諸届出様式集 (記載例)

第1号様式

政治団体設立届 ← 持参提出

令和〇年10月21日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

設立の日から7日以内

政治団体の名称 甲野太郎後援会
事務所の所在地 佐賀市本庄町大字本庄1234番地5
代表者の氏名 山川 乙郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 (戸籍上の氏名であること (以下同じ) <通称・ペンネーム不可>)

記

ふりがな	こうのたろうこうえんかい		
名称	甲野太郎後援会		
政治団体の区分		国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 国会議員関係政治団体は該当する「 <input type="checkbox"/> 」にチェックすること。	
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇年10月20日
主たる事務所の所在地	(〒840-0027) 佐賀市本庄町大字本庄1234番地5 (TEL 0952-24-6244)		
主たる活動区域	佐賀市一円		
区分	ふりがな 氏名	住所	生年月日 選任年月日
代表者	やまかわ おつろう (〒840-0041)	佐賀市城内一丁目2番3号 (TEL 0952-24-1234)	昭 18. 5. 6 令 〇. 10. 20
	山川 乙郎		
会計責任者	うみの ふねお (〒849-1311)	鹿島市大字高津原110番地 (TEL 0954-62-3456)	昭 20. 3. 4 令 〇. 10. 20
	海野 船夫		
会計責任者の職務代行者	そらた とびぞう (〒849-0204)	佐賀市久保田町大字久保田1234番地 (TEL 0952-64-5678)	昭 24. 2. 3 令 〇. 10. 20
	空田 飛造		
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	ふりがな 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
	こうの たろう 甲野 太郎	衆議院議員 (候補者等)	

綱領、党則、規約等に政治目的が明記されている場合は、別紙に代えることになる。

規約の実施年月日と原則として一致すること。

国会議員関係政治団体のみ記入すること。

政党、政治資金団体又は国会議員、県議会議員、県知事を後援する政治団体に適用があります。
※国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は、被推薦書を添付すること (P94及びP95参照)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。
- 11 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第2号様式

甲野太郎後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、甲野太郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

第2条（目的）

本会は、甲野太郎氏を後援することにより〇〇市政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費 (年額2,000円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和〇年10月20日より実施する。

↓
設立届の中「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と一致すること。

※ これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めておくこと。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
 - ア) 後援会の場合は、被後援者の氏名 (政治団体の名称ではなく、戸籍の名称) を明記すること。
 - イ) 非後援団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容であること。
- ③ 活動内容 (事業内容) に関する規定
- ④ 会計年度に関する規定
- ⑤ 規約の実施年月日に関する規定 (附則)

届出事項の異動届

← 持参提出

令和 ○ 年 2 月 7 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

← 異動の日から7日以内

政治団体の名称 甲野太郎後援会
 事務所の所在地 佐賀市赤松町5番1号
 代表者の氏名 山谷 二郎 (山谷)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 { 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 主たる事務所の所在地、代表者

2 内 容

区分	ふりがな 政治団体の名称	主たる事務所の所在地		活 動 区 域	異 動 年月日
新	/	(〒840-0042) 佐賀市赤松町5番1号	TEL 0952 23-4567	/	令 ○. 2. 6
旧		(〒840-0027) 佐賀市本庄町大字本庄1234番地5	TEL 0952 24-6244		同上
区 分	ふりがな 氏 名	住 所		生年月日	異 動 年月日
代表者	新 やまたに じろう 山谷 二郎	(〒840-0826) 佐賀市白山二丁目5番4号 (TEL 0952-24-4321)		昭 32. 3. 14	令 ○. 2. 6
	旧 山川 乙郎	(〒840-0041) 佐賀市城内一丁目2番3号		昭 18. 5. 6	同上
会計責任者	新	(〒) (TEL)			
	旧	(〒) (TEL)			
会計責任者の 職務代行者	新	(〒) (TEL)			
	旧	(〒) (TEL)			
その他	綱領、党則、規約等の 異動、課税上の優遇措 置の適用関係、国会議 員関係政治団体の区分 の異動など。	新			
		旧			

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体あつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体あつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体あつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第4号様式

(収支の総括整理表)

政治団体の名称	
令和 ○ 年分	甲 野 太 郎 後 援 会

収 入	
1 前年からの繰越額①	5 2 1 4 3 0 0

2 個人の負担する党費②	1 5 0 0 0 0 0
又は会費(下段は員数)	1 5 0

3 寄 附	
(ア) 個人からの寄附	7 5 0 0 0 0 0
(うち特定寄附)	4 5 0 0 0 0 0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	5 0 0 0 0 0 0
(ウ) 政治団体からの寄附	3 2 0 0 0 0 0
ア 寄附(イを除く)	1 5 7 0 0 0 0 0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	1 1 0 0 0 0 0
イ 政党匿名寄附	2 2 0 6 5 0
小 (ア + イ) 計③	1 5 9 2 0 6 5 0
4 機関紙誌の発行その他の事業による収入④	1 5 6 0 0 0 0 0
5 借 入 金⑤	2 3 0 0 0 0 0 0
6 本部又は支部から供与された交付金に係る収入⑥	2 0 0 0 0 0 0 0
7 その他の収入⑦	1 4 7 0 0 0 0
本年度の収入額⑧ (②+③+④+⑤+⑥+⑦)	3 7 4 6 7 6 5 0
収 入 総 額 A (① + ⑧)	4 2 6 8 1 9 5 0

支 出	
1 経 常 経 費	

(1) 人 件 費	1 8 7 4 0 0 0
(2) 光 熱 水 費	1 8 8 0 0 0 0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	3 4 9 0 0 0 0
(4) 事 務 所 費	6 0 0 0 0 0 0
小 (1) + (2) + (3) + (4) 計 I	3 0 1 1 0 0 0

2 政 治 活 動 費	
-------------	--

(1) 組 織 活 動 費	3 5 0 0 0 0 0
(2) 選 挙 関 係 費	0
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)	5 7 6 8 2 0 0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事業費	1 9 7 0 0 0 0
イ 宣 伝 事 業 費	3 2 4 8 0 0 0
ウ 政 治 資 金 パーティー 開催事業費	5 5 0 2 0 0
エ その他の事業費	0
(4) 調 査 研 究 費	1 0 6 0 0 0 0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	3 2 0 0 0 0 0
(6) そ の 他 の 経 費	1 0 0 0 0 0 0
小 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) 計 II	1 0 6 9 4 2 0 0
支 出 総 額 B (計 I + 計 II)	1 3 7 0 5 2 0 0
うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	0

翌年への繰越額 (A - B)	2 8 9 7 6 7 5 0
-----------------------------	-----------------

※以下の欄には何も記入しないこと

受付日	受付	チェック	紙	エクセル	スキャン	HP

※法人その他の団体からの寄附は政党又は政党支部に限り認められています。

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

資金管理団体として届出されたものについてのみ記入

政治資金収支報告書記入上の留意事項

政治資金規正法により県選挙管理委員会へ届け出ている政治団体は、毎年1月1日から12月31日までの政治資金収支報告書を県選挙管理委員会に提出しなければなりません。当該期間において政治団体の収入及び支出が全くない場合についても、提出の義務がなくなるわけではありません。

ただし、その際には報告書の様式すべてを記載する必要はなく、下記様式のみを提出すれば足ります。

なお、報告書の提出を怠った場合は、規正法第25条の規定により5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処するものとされていますので、御注意ください。

1 収入・支出が「0」でも提出が必要な様式

- ・収支の総括整理表
- ・様式その1（収支報告書） ・様式その2（収支の状況）
- ・様式その17（資産等の状況） ・様式その20（宣誓書）
- ・政治資金監査報告書（※国会議員関係政治団体のみ）

2 政治資金収支報告書の支出の明細の記載及び領収書の写しの添付基準

政治資金規正法により県選挙管理委員会へ届け出ている政治団体は、政治資金収支報告書の中で支出の明細の記載とともに、領収書等の写しの添付が必要となります。その添付基準は下表のとおりです。

	資金管理団体及び国会議員関係政治団体を除く政治団体	資金管理団体（国会議員関係政治団体は除く。）	国会議員関係政治団体
経常経費			
人件費	不要	不要	不要
光熱水費	不要	5万円以上	1万円超
備品・消耗品費	不要	5万円以上	1万円超
事務所費	不要	5万円以上	1万円超
政治活動費			
組織活動費	5万円以上	5万円以上	1万円超
選挙関係費	5万円以上	5万円以上	1万円超
機関紙誌の発行その他の事業費	5万円以上	5万円以上	1万円超
調査研究費	5万円以上	5万円以上	1万円超
寄附・交付金	5万円以上	5万円以上	1万円超
その他の経費	5万円以上	5万円以上	1万円超

※この報告書は、政治団体の当該年の1月1日から12月31日（解散等の場合は解散等の日）までのすべての収入、支出及び資産等の状況について所定の事項を記入すること。

(その1)

収 支 報 告 書

令和 ○ 年分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体設立届けにより届け出た名称等（その後名称等の変更があった場合には変更後の名称等）を記載すること。

(ふりがな)

1 政治団体の名称
こう の た ろう こう えん かい
甲野太郎後援会

2 主たる事務所の所在地
佐賀市赤松町5番1号

3 代表者の氏名
山谷二郎

4 会計責任者の氏名 備考1
海野舟夫

事務担当者の氏名 備考2
丁野四郎
 (電話) **0952-24-2111**

(電話) 記載内容に不備がある場合の便宜を図るため、
 直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載
 すること。 備考3

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
<input type="checkbox"/> 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 _____	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
資金管理団体の	第2号に係る国会議員関係政治団体
の届出をした	公職の候補者
者の氏名 _____	の氏名 _____
	公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
年 月 日から	年 月 日から
年 月 日まで	年 月 日まで

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載
 して下さい。繰越のない団体は
 「0」と記載してください。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	百	十	円
収 入 総 額 A	4	2	6	8	1	9 5 0
(前年からの繰越額)		5	2	1	4	3 0 0
(本年の収入額)	3	7	4	6	7	6 5 0
支 出 総 額 B	1	3	7	0	5	2 0 0
翌年への繰越額 A-B	2	8	9	7	6	7 5 0

2 収入項目別金額の内訳

本年の収入額②は、2.収入項目別金額の内訳の合計額{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)}。

	十億	百万	千	百	十	円
(1) 個人の負担する党費又は会費		1	5	0	0	0 0 0
金 額						
員 数						1 5 0

党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附	金 額						備 考
ア 寄附 (イを除く。)の区分	十億	百万	千	百	十	円	
(ア) 個人からの寄附	7	5	0	0	0	0 0 0	
(うち特定寄附)	4	5	0	0	0	0 0 0	資金管理団体のみ該当
(イ) 法人その他の団体からの寄附	5	0	0	0	0	0 0 0	政党及び政党支部のみ該当
(ウ) 政治団体からの寄附	3	2	0	0	0	0 0 0	
小 計(ア)+(イ)+(ウ)	1	5	7	0	0	0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	1	0	0	0	0 0 0	
イ 政党匿名寄附		2	2	0	6	5 0 0	
合 計 (ア+イ)	1	5	9	2	0	6 5 0	

個人からの寄附の内書です。

寄附小計額の内書です。

※ 特定寄附：公職の候補者が、その者が候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附。なおこの寄附については、寄附に関する量的制限は適用されない。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
事業の種類	金額								備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	円	
××雑誌発行业		2	4	0	0	0	0	0	
名刺広告事業			9	0	0	0	0	0	
〇〇政治資金パーティー開催事業		1	2	3	0	0	0	0	
この頁の小計		1	5	6	0	0	0	0	
合計		1	5	6	0	0	0	0	

純益ではなく、パーティー券の売上外総収入を記載すること。
同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いで、合計額が20万円を超えるものについては、(その11)に記載すること。

政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上であるもの、又は1,000万円以上になると見込まれるものについては、(その10)も記載すること。

- 備考 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- 2 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行业にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」というように細分した上で記載。その他の事業にあっては「〇〇事業」というように記載すること。

(その4)

(4) 借入金									
借入先	金額								備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	円	
甲銀行(乙支店)			5	0	0	0	0	0	〇〇年〇月〇日
乙銀行(M支店)		1	8	0	0	0	0	0	〇〇年〇月〇日
この頁の小計			2	3	0	0	0	0	
合計			2	3	0	0	0	0	

借入れ先ごとに支店名まで具体的に記載すること。

借入年月日を入れる

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十	百	千	万	円	角	分			
〇〇党佐賀県本部		1	0	0	0	0	0	〇. 4.20	〇〇市〇〇町〇〇番地	
”		1	0	0	0	0	0	〇. 10.30	”	
この頁の小計		2	0	0	0	0	0			
合 計		2	0	0	0	0	0			

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入								
摘 要	金 額							備 考
	十	百	千	万	円	角	分	
甲 銀 行 預 金 利 子			1	0	0	0	0	〇年9月1日
この頁の小計			1	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの			4	7	0	0	0	
合 計			1	4	7	0	0	

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
 2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
 3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

※ 同一の者は年間150万円までしか寄附できない。ただし、政党に対する寄附又は公職の候補者が自己の資金管理団体に寄附する場合は、年間150万円という規制はない。

(その7)

公職の候補者から自己の資金管理団体に対する寄附のうちの特定期寄附（氏名の前に㊟と記載し、他の寄附と区別して下さい）で、様式（その2）の（うち特定期寄附）額と合致します。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名（団体 あつては、その名称）	金 額				年月日	住所（団体にあつては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつて は、代表者の氏名）	備 考
	十 億	百 万	千	円				
甲野太郎		1	0	0	0	〇.1.20	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	衆議院議員
㊟甲野太郎		1	0	0	0	〇.4.6	"	"
㊟"		1	5	0	0	〇.7.19	"	"
㊟"		2	0	0	0	〇.11.15	"	"
乙野一郎		3	0	0	0	〇.1.25	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	会社員
"		8	0	0	0	〇.7.8	"	"
丙野二郎		2	0	0	0	〇.2.3	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	会社員
丁野三郎		3	0	0	0	〇.3.8	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	会社員
戊野四郎		5	0	0	0	〇.4.10	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	農業
"		4	0	0	0	〇.4.20	"	"
己野五郎		7	5	0	0	〇.5.7	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	商店主
"		2	0	0	0	〇.11.10	"	"
庚野六郎		6	0	0	0	〇.6.8	〇〇市〇〇町〇番地	農業
辛野七郎		4	0	0	0	〇.7.9	〇〇市〇〇町〇番地	自由業
"		1	0	0	0	〇.9.9	"	"
この頁の小計		6	8	1	0			
その他の寄附								
合 計								

同項目の記載が数ページにわたる場合、最終ページ以外は空欄にしておいてください。（以下同じ）

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定期寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名（団体 あつては、その名称）	金 額				年月日	住所（団体にあつては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつて は、代表者の氏名）	備 考
	十 億	百 万	千	円				
壬野八郎		7	0	0	0	〇.8.10	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	会社員
癸野九郎		1	5	0	0	〇.10.3	〇〇市〇〇町〇〇番地	農業
この頁の小計		2	2	0	0			
その他の寄附		4	7	0	0			
合 計		7	5	0	0			

年間5万円以下の寄附については明細を記載する必要はありませんが、課税上の優遇措置を受ける場合には記載が必要です。（政党または課税上の優遇措置の適用があるその他の政治団体に限る。）

様式（その2）の個人からの寄附額と合致します。

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定期寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

※ その他の政治団体（資金管理団体を含む）への企業等（法人その他の団体）からの寄附は平成12年以降禁止されています。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
甲田商事株式会社		500	000	000	0.3.3	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	甲田 甲造	
〃		500	000	000	0.5.7	〃	〃	
〃		300	000	000	0.7.7	〃	〃	
東京大阪商店		130	000	000	0.4.9	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	東大 始	上場・外資50%超
乙野工業労働組合		100	000	000	0.8.12	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	甲野 太郎	
国際交流協会		120	000	000	0.12.20	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	大山 一郎	
この頁の小計		480	000	000				
その他の寄附		200	000	000				
合計		500	000	000				

←様式(その2)の法人その他の団体からの寄附額と合致します。

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
甲政治調査会		200	000	000	0.3.3	〇〇郡〇〇町〇〇番地	氷上 和雄	
〃		550	000	000	0.7.9	〃	〃	
乙政経協議会		900	000	000	0.2.3	〇〇郡〇〇町〇〇番地	丹波 一郎	
丙後援会		150	000	000	0.8.10	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	丙 次郎	
<p>※ 個々の政治団体間の寄附については、 年間合計5千万円以内 (政党・政治資金団体を除く)</p>								
この頁の小計		3150	000	000				
その他の寄附		500	000	000				
合計		3200	000	000				

←様式(その2)の政治団体からの寄附額と合致します。

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティの対価に係る収入の内訳														
特定パーティの名称	金 額									対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備 考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百					
〇〇パーティー		1	2	3	0	0	0	0	0	0	150	〇. 8. 10	〇〇市〇〇町 〇〇会館〇〇の間	
※ (その3) 中、収入の金額が、1,000万円以上のパーティー又は1,000万円以上になることが見込まれるパーティーについて記載すること。														
この頁の小計		1	2	3	0	0	0	0	0	0				
合 計		1	2	3	0	0	0	0	0	0				

(その11)

(11) 政治資金パーティの対価に係る収入の内訳						政治資金パーティの名称		〇〇パーティー	
対価の支払をした者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額					年月日	対価の支払をした者の区分		備 考
	十億	百万	千	百	十		住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	
A 株式会社		1	2	0	0	〇. 5. 8	〇〇市〇〇町〇〇番地	A 野 太 郎	
甲 株式会社		1	1	0	0	〇. 6. 3	〇〇市〇〇町〇〇番地	甲 野 次 郎	
乙 株式会社		1	5	0	0	〇. 7. 1	〇〇市〇〇町〇〇番地	乙 野 一 郎	
丙 株式会社		1	5	0	0	〇. 8. 5	〇〇市〇〇町〇〇番地	丙 野 二 郎	
丁 株式会社		1	0	0	0	〇. 8. 31	〇〇市〇〇町〇〇番地	丁 野 三 郎	
戊 株式会社		1	0	0	0	〇. 9. 4	〇〇市〇〇町〇〇番地	戊 野 四 郎	
己 株式会社		1	0	0	0	〇. 9. 25	〇〇市〇〇町〇〇番地	己 野 五 郎	
庚 株式会社		1	5	0	0	〇. 10. 10	〇〇市〇〇町〇〇番地	庚 野 六 郎	
辛 株式会社		1	5	0	0	〇. 11. 1	〇〇市〇〇町〇〇番地	辛 野 七 郎	
壬 株式会社		1	0	0	0	〇. 12. 10	〇〇市〇〇町〇〇番地	壬 野 八 郎	
※ 一の政治資金パーティの対価に係る収入のうち同一の者から20万円を超える収入があるものについて、そのパーティごとに内訳を記載すること。									
※ 一のパーティにつき同一の者から150万円を超えて対価の支払いを受けてはならない。									
この頁の小計		1	2	3	0	0	0	0	0
合 計		1	2	3	0	0	0	0	0

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払の あっせんによるもの内訳										政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー			
										対価の支払のあっせん者の区分		法 人			
対価の支払のあっせん者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額									提 供 年 月 日	集めた 期 間	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
A 株式会社				十	百	千	万	円			〇. 5. 8	〇. 3. 6 ~〇. 4. 5	〇〇市〇〇町 〇〇番地	A 野 太 郎	
この頁の小計					1	2	0	0	0	0					
合 計					1	2	0	0	0	0					

※ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち同一の者によって対価の支払いをあっせんされたもので、その金額の合計が20万円を超えるものについて、あっせんをした者ごとにその内訳を記載する。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

内訳の明細(その14)の記載、領収書等の写しの添付は不要
 ただし、資金管理団体は、人件費以外の支出で、1件当たりの金額(数回にわたってなされたときはその合計額)が5万円以上の支出について、その明細を(その14)に記載し、領収書等の写しを添付すること。

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額					備 考				
	十億	百万	千	円						
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		1	8	7	4	0	0	0		
(2) 光 熱 水 費			1	8	8	0	0	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			3	4	9	0	0	0		
(4) 事 務 所 費			6	0	0	0	0	0	経常経費	
→ 小 計		3	0	1	1	0	0	0	(1)+(2)+(3)+(4)……C	
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費		3	5	0	0	0	0	0		
(2) 選 挙 関 係 費								0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		5	7	6	8	2	0	0	←ア+イ+ウ+エ←	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		1	9	7	0	0	0	0		
イ 宣 伝 事 業 費		3	2	4	8	0	0	0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ー 開 催 事 業 費		5	5	0	2	0	0	0		
エ そ の 他 の 事 業 費								0		
(4) 調 査 研 究 費		1	0	6	0	0	0	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		3	2	0	0	0	0	0		
(6) そ の 他 の 経 費		1	0	0	0	0	0	0	政治活動費	
→ 小 計		1	0	6	9	4	2	0	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)……D	
合 計		1	3	7	0	5	2	0	0	C + D ←

1件当たりの金額(数回にわたってなされたときはその合計額)が5万円以上の支出について、その明細を(その14)に記載し、領収書等の写しを添付すること。

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

この額を(その2)収支の総括表の「支出総額」の欄に記載すること。

※国会議員関係政治団体は、人件費以外の1件1万円を超える支出について、その明細を(その14)・(その15)に記載し、領収書等の写しを添付すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出		1	8	8	0	0	0	← 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円以下)のものを一括して計上すること。(以下同じ)
合 計		1	8	8	0	0	0	

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。)に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
 2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。
 3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 備品・消耗品費							
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考				
机の購入費		3	0	0	0	0	0	〇.10.1	(株) 甲 山 商 店	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計		3	0	0	0	0	0				
その他の支出		4	9	0	0	0	0				
合 計		3	4	9	0	0	0				

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間 (国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。) に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
 2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。
 3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 事務所費							
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考				
事務所借料損料		5	0	0	0	0	0	〇.1.25	〇 〇 花 子	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.2.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.3.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.4.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.5.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.6.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.7.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.8.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.9.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.10.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.11.25	〃	〃	
〃		5	0	0	0	0	0	〇.12.25	〃	〃	
この頁の小計		6	0	0	0	0	0				
その他の支出							0				
合 計		6	0	0	0	0	0				

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間 (国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。) に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
 2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。
 3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	組織活動費(組織対策費)		備考		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
	十億	百万	千	百	十	円						
発送代			1	6	0	0	0	0	0	○. 3. 15	乙 野 八 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
食事代				7	5	0	0	0	0	○. 9. 15	〇 〇 亭	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
電話代				5	0	0	0	0	0	○. 10. 3	〇 〇 電 話 局	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
この頁の小計			2	8	5	0	0	0	0			
その他の支出			5	0	0	0	0	0	0			
合 計			7	8	5	0	0	0	0			

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	組織活動費(大会費)		備考		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
	十億	百万	千	百	十	円						
案内状印刷代			7	0	0	0	0	0	0	○. 6. 3	六 甲 印 刷	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
資料印刷代			8	0	0	0	0	0	0	○. 6. 10	〃	〃
発送代			1	5	0	0	0	0	0	○. 6. 15	中 島 郵 便 局	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
弁 当 代				7	0	0	0	0	0	○. 7. 19	角 玉 食 堂	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
電話代				5	0	0	0	0	0	○. 7. 19	〇 〇 電 話 局	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
会場借上料			1	5	0	0	0	0	0	○. 7. 19	〇 〇 学 術 会 館	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
この頁の小計			1	9	2	0	0	0	0			
その他の支出			6	8	5	0	0	0	0			
合 計			2	6	0	5	0	0	0			

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

選挙区内の者に対してはできませんので注意してください。
 (公職選挙法199条の5①)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	組織活動費(交際費)	備考	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	十億	百万	千	円			
お見舞			50000	0	〇. 2. 6	〇〇太郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
この頁の小計			50000	0			
その他の支出				0			
合計			50000	0			

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	組織活動費(渉外費)	備考	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	十億	百万	千	円			
この頁の小計				0			
その他の支出			60000	0			
合計			60000	0			

(注) 1件5万円以上のものがない場合の記載例

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		機関紙誌の発行事業費（機関紙「〇〇」発行アルバイト料）		
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	百	十	円					
アルバイト料			6	0	0	0	〇. 3. 25	伊 川 太 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 3. 25	宇 山 次 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 6. 25	伊 川 太 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 6. 25	宇 山 次 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 9. 25	伊 川 太 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 9. 25	宇 山 次 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 12. 25	伊 川 太 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			6	0	0	0	〇. 12. 25	宇 山 次 郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
この頁の小計			4	8	0	0					
その他の支出						0					
合 計			4	8	0	0					

- 備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（ ）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		機関紙誌の発行事業費（機関紙「〇〇」印刷費）		
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	百	十	円					
印刷費			1	0	0	0	〇. 3. 10	(有) 日 本 印 刷	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
〃			1	0	0	0	〇. 6. 10	〃	〃		
〃			1	0	0	0	〇. 9. 10	〃	〃		
〃			1	0	0	0	〇. 12. 10	〃	〃		
この頁の小計			4	0	0	0					
その他の支出						0					
合 計			4	0	0	0					

- 備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（ ）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		機関紙誌の発行事業費(機関紙「〇〇」発送費)		備考
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
発 送 費	十億	百万	千	百	十	円					
			2	5	0	0	〇. 3. 15	(株) 地方 発送	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
"			2	5	0	0	〇. 6. 12	"	"		
"			2	5	0	0	〇. 9. 1	"	"		
"			2	5	0	0	〇. 12. 2	"	"		
この頁の小計		1	0	0	0	0					
その他の支出			9	0	0	0					
合 計		1	0	9	0	0					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		宣伝事業費(宣伝用自動車購入費・維持費)		備考
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
ライトバン 購入費	十億	百万	千	百	十	円					
ガソリン代		1	2	0	0	0	〇. 2. 10	佐賀 自販(株)	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
"			5	0	0	0	〇. 3. 4	実績石油〇〇営業所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
"			5	0	0	0	〇. 5. 9	"	"		
"			5	0	0	0	〇. 7. 15	"	"		
"			5	0	0	0	〇. 11. 9	"	"		
この頁の小計		1	4	0	0	0					
その他の支出			2	4	8	0					
合 計		1	6	4	8	0					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 宣伝事業費 (ポスター作成費)						
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考			
	十	百	千	円	分	厘							
印刷費			6	0	0	0	0	0	0	0	〇.12.6 (有)日本印刷	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
発送費		1	0	0	0	0	0	0	0	0	〇.12.22 (株)地方運送	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			1	6	0	0	0	0	0	0			
その他の支出										0			
合 計			1	6	0	0	0	0	0	0			

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (開催経費)						
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考			
	十	百	千	円	分	厘							
案内状印刷費			5	0	0	0	0	0	0	0	〇.5.9 (株)甲成印刷	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
会場借上費		1	2	0	0	0	0	0	0	0	〇.7.2 姫山ホール	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
食事代		1	4	5	0	0	0	0	0	0	〇.8.1 乙取屋	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
講師謝礼			5	0	0	0	0	0	0	0	〇.8.1 桜五郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃			5	0	0	0	0	0	0	0	〇.9.12 桜木八郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			4	1	5	0	0	0	0	0			
その他の支出			1	3	5	2	0	0	0	0			
合 計			5	5	0	2	0	0	0	0			

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その19) ※ 資金管理団体が不動産を保有している場合のみ記載すること。

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 建 物			
摘 要	用 途	利 用 の 現 況			
		事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
佐賀市赤松町5番2号	賃貸	当団体の職員	住 居	100m ²	5万円/月

(備考) 1. 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産の利用の現況について記載すること。
 2. 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

(その20)

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。) ← 政党の支部及びその他の政治団体は提出する必要はない。
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) ← 国会議員関係政治団体のみ提出する必要がある。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月○○日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

会計責任者の氏名 海野舟夫 海野

代表者の氏名 _____
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類 (例えば運転免許証や個人番号カードなど) の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面 (委任状) 及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (例えば署名や記名押印) を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類 (例えば運転免許証や個人番号カードなど) の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面 (委任状) 及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (例えば署名や記名押印) を講ずる場合は、この限りではない。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
組 織 活 動 費	会 場 借 上 費

政治団体の名称 甲野太郎後援会

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別業とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

※ 銀行や郵便局で振込（払込）を行い、振込明細書や払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面に支出の目的、金額、年月日が記載されていれば、当該書面の写しを提出することで、振込明細書や払込票兼受領証に係る支出目的書も併せて提出したことになり、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- 4 様式（その1）について
 - (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
 - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「住所」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては、「甲県議会議員 乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。
 - (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合には、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しない。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

(5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しない。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

(1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

(2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、規正法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のも

のをいう。(3)及び12において同じ)を除く。12を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(規正法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式(その3)について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

(2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の開催事業」というように記載すること。

(3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式(その4)について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行(乙支店)」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式(その5)について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を当該欄に記載すること。

9 様式(その6)について

(1) その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。

(2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式(その7)について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(規正法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。)であるときはその旨を該

当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。また遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式（その8）について

同一のものによって寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

12 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その10）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その 11）について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。（1）及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に、前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その 12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その 13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあたっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- ア 人 件 費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光 熱 水 費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費

ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その 14）について

(1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理

団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それ

ぞれ別葉とすること。

(3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価格が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。21において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」に「✓」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

イ 建物 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載す

ること。

- エ 動 産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
- オ 預金又は貯金 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
- カ 金 銭 信 託 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
- キ 有 価 証 券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価格及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。
- ク 出資による権利 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- ケ 貸 付 金 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- コ 敷 金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- サ 施設の利用に関する権利 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借 入 金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。
- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」

欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の時価が見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の時価及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所以外の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者

ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当

団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 規正法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち規正法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- (2) 様式（その1）については次のように記載すること。
 - ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。
 - イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

- 24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては、監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては、領収書等の写しを提出すること。なお、規正法第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

政治団体解散届 ← 持参提出

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

令和〇年3月15日

↑
解散の日から30日以内
(国会議員関係政治団体は60日以内)

政治団体の名称	甲野太郎後援会
事務所の所在地	佐賀市赤松町5番1号
代表者の氏名	山谷二郎 (山谷)
会計責任者の氏名	海野舟夫 (海野)

令和〇年3月12日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※ 解散する場合は、この「解散届」と「解散日までの収支報告書」を提出すること。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出の際には、同時に、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書（解散日現在の収支報告書）を提出すること。
- 5 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

資金管理団体指定届 ← 持参提出

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

令和〇〇年10月21日

↑
指定の日から7日以内

公職の種類 衆議院議員（候補者等）
氏名 甲野太郎 (甲野)
住所 佐賀市城内一丁目1番59号

令和〇〇年10月21日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 甲野太郎後援会
2 主たる事務所の所在地 佐賀市本庄町大字本庄1234番地5
3 代表者の氏名 甲野太郎 ←

一致すること

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年10月21日

氏名 甲野太郎

(甲野)

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

※ 「公職の種類」、「資金管理団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」の変更があった場合に届け出ること。

第7号様式

資金管理団体届出事項の異動届 ← 持参提出

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

令和〇〇年2月7日

↑
異動の日から7日以内

氏名 甲野太郎 (甲野)
住所 佐賀市城内一丁目1番59号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 甲野太郎後援会
- 2 異動事項 主たる事務所の所在地
- 3 内容
(1) 新 佐賀市赤松町5番1号
(2) 旧 佐賀市本庄町大字本庄1234番地5
- 4 異動年月日
令和〇〇年2月5日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年2月7日

氏名 甲野太郎 (甲野)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。

第8号様式

資金管理団体指定取消届 ← 持参提出

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

令和〇〇年4月2日

↑
取消しの日から7日以内

氏名 甲野太郎 (甲野)

住所 佐賀市城内一丁目1番59号

令和〇〇年4月2日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲野太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 佐賀市赤松町5番1号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年4月2日

氏名 甲野太郎

(甲野)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体でなくなった旨の届 ← 持参提出

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

令和〇〇年4月2日

↑
事実が生じた日から7日以内

氏名 甲野太郎 (甲野)

住所 佐賀市城内一丁目1番59号

下記の政治団体は、令和〇〇年4月2日に（資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲野太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 佐賀市赤松町5番1号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年4月2日

氏名 甲野太郎 (甲野)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 () には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、() には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

第9号様式

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々々 2 何 々々 …… …… 合 計			
2 の 1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 …… …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 …… …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 …… …… 小 計 合 計			
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕				
(1) 個人によるもの	1 何 々々 2 何 々々 …… …… 小 計			

(2) 法人その他の団体によるもの

1 何 々
2 何 々
…
…
小 計

(3) 政治団体によるもの

1 何 々
2 何 々
…
…
小 計

(合 計)

2の2 政党匿名寄附

1 何 々
2 何 々
…
…
合 計

3 機関紙誌の発行その他の事業による収入

(1) 機関紙誌の発行事業

1 何 々
2 何 々
…
…
小 計

(2) 政治資金パーティー開催事業

1 何 々
2 何 々
…
…
小 計

〔政治資金パーティー
の対価に係る収入の
内訳〕

(1) 何 々

ア 個人からの対価の
支払

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮

イ 法人その他の団体
からの対価の支払

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮

ウ 政治団体からの対
価の支払

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮
計

〔政治資金パーティー〕
の対価に係る収入の
うち対価の支払の
あつせんによるもの
の内訳

ア 個人によるもの

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮

イ 法人その他の団体
によるもの

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮

ウ 政治団体によるもの

① 何 々々
② 何 々々
⋮
⋮

(内訳の計)

	② 何々 ⋮ (内訳の計)		
(3) その他の事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計		
	合計		
4 借入金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
収入の総額			

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費					
	1 何々々				
	2 何々々				
	⋮				
	⋮				
	合計				
(2) 光熱水費					
	1 何々々				
	2 何々々				
	⋮				
	⋮				
	合計				
(3) 備品・消耗品費					
	1 何々々				
	2 何々々				
	⋮				
	⋮				
	合計				
(4) 事務所費					
	1 何々々				
	2 何々々				
	⋮				
	⋮				
	合計				
	総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
	1 何々々				
	2 何々々				
	⋮				
	⋮				
	合計				
(2) 選挙関係費					
	1 何々々				

	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	合		計
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			
ア 機関紙誌の発行事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	小		計
イ 宣伝事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	小		計
ウ 政治資金 パーティー開催事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	小		計
エ その他の事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	小		計
	合		計
(4) 調査研究費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		⋮	
	合		計

(5) 寄附・交付金	1	何	々		
	2	何	々		
		⋮			
		⋮			
		合	計		
(6) その他の経費	1	何	々		
	2	何	々		
		⋮			
		⋮			
		合	計		
	総	計			
支 出 の 総 額					

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に 係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等 に係る金 銭等の金 額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							
	⋮							
2 国債証券等	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							
	⋮							
3 金銭信託	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							
	⋮							

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。（7）を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないこと。
 - ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊦甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
 - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というよ

うに記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価に支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

㊦ 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

㊧ 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1

丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

(10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

(11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載すること。

(12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「㊤甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関し行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造り費、発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポス

ター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティ開 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

催事業費

(エ) その他の事業 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

業費

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

費

(7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

(4) 払戻しに係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

(5) 収入金額とは、払戻しに係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引い

た金額をいう。

- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金又は郵便貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「〇〇金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「〇〇金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者に

において署名押印すること。

- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

※ 課税上の優遇措置の適用を受けようとする県議会議員、県知事を
後援する政治団体にのみ必要な書類です。

第10号様式

被 推 薦 書

令和〇年10月21日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 山 川 乙 郎 殿

公職の種類 佐賀県議会議員（現職）

氏 名 甲 野 太 郎 (甲野) (印)

住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

私（私達）は、令和〇年10月20日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「甲県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「甲県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※ 課税上の優遇措置の適用を受けようとする国会議員を後援する政治団体にのみ必要な様式です。

第10号様式の2

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和〇年10月21日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 山川乙郎 殿

公職の種類 衆議院議員（候補者等）
氏 名 甲野太郎 (甲野) (印)
住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和〇年10月20日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※ 課税上の優遇措置の適用を受けている国会議員を後援する
政治団体にも必要な様式です。

第10号様式の3

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和〇年2月7日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 山谷二郎 殿

過去の公職の種類 衆議院議員（候補者等）

氏 名 甲野太郎 (甲野) (印)

住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇年2月6日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が、行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。
- 5 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※ 記載を誤った場合は、改めて書き直してください。
(訂正印は使用できません。)

第11号様式

(確認欄)

寄附金 (税額) 控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

収支報告書により報告された寄附でなければならない。金額の前に「¥」をつける
また、個人がする寄附にのみ適用される。

氏名	丙野五郎							
住所	佐賀市城内一丁目1番59号							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	7	7	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和〇年11月10日							

(寄附を受けた団体)

何回かに分けて寄附された場合は、空欄とすること。

名称	甲野太郎後援会	
所在地	佐賀市赤松町5番1号	
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18、 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18、 第1項第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	甲野太郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
〇・5・7	750,000円	・	円	・	円
〇・11・10	20,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

現職でない公職の候補者等の支持、推薦を本案の目的とする政治団体のみ記載すること。

何回かに分けて寄附された場合は、内訳を記載すること。

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

政党の支部の名称 〇〇党〇〇支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	〇〇党本部
	主たる事務所の所在地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
	主たる活動区域	全国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

※ 設立時及び「政党の支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」の変更があった場合に提出してください。

第13号様式

支部証明書

政党の支部の名称 ○○党○○支部
主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番地
主たる活動区域 ○○市一円

上記の支部は、本政党の○○市を単位として設けられる支部であることを証明する。

令和 年 月 日

政党の名称 ○○党○○本部
主たる事務所の所在地 東京都○○区○○町○丁目○番地
代表者の氏名 乙野二郎 乙野 印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

IX 諸届出様式集

第1号様式

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

政治団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

代表者の氏名 _____

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな				
名 称				
政治団体の区分		国会議員関係政治団体の区分		
<input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる 事務所の 所在地	(〒 _____) (TEL _____)			
主たる 活動区域				
区 分	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者		(〒 _____) (TEL _____)		
会 計 責 任 者		(〒 _____) (TEL _____)		
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		(〒 _____) (TEL _____)		
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	ふりがな 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。
- 11 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

政治団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

代表者の氏名 _____

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 _____

2 内 容

区分	ふりがな 政治団体の名称	主たる事務所の所在地		活 動 区 域	異 動 年 月 日
新		(〒)	TEL		
旧		(〒)	TEL		
区 分	ふりがな 氏 名	住 所		生年月日	異 動 年 月 日
代表者	新	(〒)	(TEL)		
	旧	(〒)			
会計責任者	新	(〒)	(TEL)		
	旧	(〒)			
会計責任者 の 職務代行者	新	(〒)	(TEL)		
	旧	(〒)			
その他		新			
		旧			

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体あつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体あつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体あつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣
殿

佐賀県選挙管理委員会

政治団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

代表者の氏名 _____

会計責任者の氏名 _____

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出の際には、同時に、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書（解散日現在の収支報告書）を提出すること。
- 5 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

公職の種類 _____

氏名 _____

住所 _____

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、
政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 _____
- 2 主たる事務所の所在地 _____
- 3 代表者の氏名 _____

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

氏名 _____
住所 _____

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 _____
- 2 異動事項 _____
- 3 内 容
(1) 新 _____
(2) 旧 _____
- 4 異動年月日 _____年 ____月 ____日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

氏 名 _____

住 所 _____

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 _____

2 主たる事務所の所在地 _____

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

氏 名 _____
住 所 _____

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）
により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により
届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 _____
- 2 主たる事務所の所在地 _____

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日
氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合に
あつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代
表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カー
ドなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証
する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体
の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署
名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資
金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19
条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、（ ）には「資金管理団体
の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称 _____

代表者の氏名 _____ 殿

公職の種類 _____

氏 名 _____ ㊟

住 所 _____

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「甲県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「甲県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第10号様式の2

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称 _____

代表者の氏名 _____ 殿

公職の種類 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第10号様式の3

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称 _____

代表者の氏名 _____ 殿

過去の公職の種類 _____

氏 名 _____ ㊟

住 所 _____

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が、行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。
- 5 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

寄附金 (税額) 控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名							
住所							
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	年 月 日						

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 <small>(租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)</small>	左記以外の特定の政治団体 <small>(租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)</small>
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣
佐賀県選挙管理委員会 殿

政党の支部の名称 _____

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「」内に「」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 _____

主たる事務所の所在地 _____

主たる活動区域 _____

上記の支部は、 _____ であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称 _____

主たる事務所の所在地 _____

代 表 者 の 氏 名 _____ ㊟

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

第 2 章 政党助成法のあらまし

I 政党交付金

- 1 国は、政党助成法の定めるところにより、法人である政党に対して、政党交付金を交付します。
- 2 毎年の政党交付金の総額は、人口（直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数）に250円を乗じて得た額（平成27年国勢調査人口（127,094,745人）により算出すれば、約318億円）を基準として予算で定められます。
- 3 総務大臣は、各政党から届出のあった所属国会議員数、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の得票数に応じて、各政党に交付する政党交付金の額を算出します。
- 4 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとされています。
- 5 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないものとされています。

II 政党交付金の交付の対象となる政党

- 1 政党交付金の交付の対象となる政党は、次のいずれかに該当する政治団体とされています。
 - ① 衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
 - ② 衆議院議員又は参議院議員を有し、かつ、次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの
 - ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙
 - ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙
 - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙
 - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙

2 1の要件を満たす政党はIVにより総務大臣に届出を行うことができますが、実際に政党交付金の交付を受けるに当たっては、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の規定に基づいて法人となっていることが必要であり、その旨を証する登記簿の謄本又は抄本を政党交付金の請求書に添付しなければなりません。

政党の法人格の取得

「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」により、1の要件を満たす政党は、中央選挙管理会に届出をし、その確認を受け、主たる事務所の所在地で登記することにより、法人となることができます。

III 各政党の政党交付金の額の算定

1 IVにより届出がなされた政党について、毎年1月1日（基準日）現在により、所属国会議員の数や国政選挙の得票率に応じて次の表の計算方法によりそれぞれの政党に対してその年に配分すべき政党交付金の額を算出し、これを各政党に対して交付します。

区 分			政党への政党交付金の配分額の計算				
議 員 数 割 (政党交付金総額の1/2)			議員数割 (1/2)	×	$\frac{\text{その政党の国会議員数}}{\text{党員の国会議員数の合計}}$ ①		
得 票 数 割	衆議院議員 総選挙 (前回)	小選挙区 選挙	得票数割 (1/2)	×	1/4	×	得票率 a
		比例代表 選挙	得票数割 (1/2)	×	1/4	×	得票率 b
	参議院議員 通常選挙 (前回 前々回)	比例代表 選挙	得票数割 (1/2)	×	1/4	×	得票率の平均 (前回・前々回) c
		選挙区 選挙	得票数割 (1/2)	×	1/4	×	得票率の平均 (前回・前々回) d
(政党交付金 総額の1/2)	得 票 数 割 計		a～dの計			②	
政党への政党交付金の配分額			① + ②				

※ 得票率 = $\frac{\text{その政党の得票数}}{\text{政党の得票数の合計}}$

2 総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、次の要領により月割の額を合算して算出します。

(例) 総選挙又は通常選挙が施行され、選挙基準日*が8月になった場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{1月～8月の} \\ \text{月割額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{基準日(1月1日)現在で、1により} \\ \text{算出した額} \end{array} \right] \times \frac{1}{12} \dots \text{A}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{9月～12月の} \\ \text{月割額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{選挙基準日(8月)現在で、1により} \\ \text{算出した額} \end{array} \right] \times \frac{1}{12} \dots \text{B}$$

$$\text{[各政党に対して交付すべき政党交付金の額]} = \text{A} \times 8 + \text{B} \times 4$$

(例) その後、さらに総選挙又は通常選挙が施行され、選挙基準日*が10月になった場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{1月～8月の} \\ \text{月割額} \end{array} \right] = \text{A}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{9月～12月の} \\ \text{月割額} \end{array} \right] = \text{B}$$

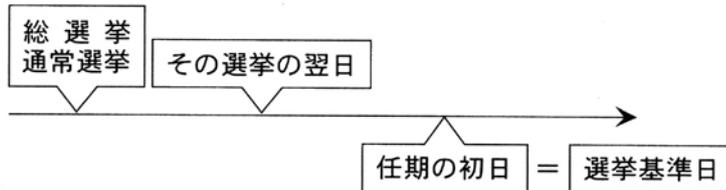
$$\left[\begin{array}{l} \text{11月～12月の} \\ \text{月割額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{選挙基準日(10月)現在で、1により} \\ \text{算出した額} \end{array} \right] \times \frac{1}{12} \dots \text{C}$$

$$\text{[各政党に対して交付すべき政党交付金の額]} = \text{A} \times 8 + \text{B} \times 2 + \text{C} \times 2$$

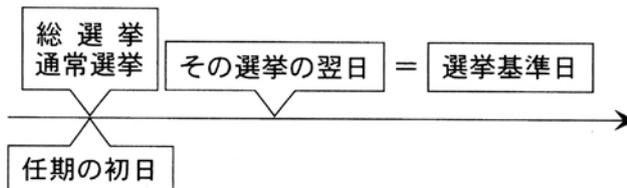
*選挙基準日

総選挙若しくは通常選挙の翌日
又は
これにより選出された改選後の国会議員の任期の初日 } のうちいずれか遅い日

◇任期満了前に選挙が行われた場合



◇任期満了後又は解散後に選挙が行われた場合



IV 政党の届出

- 1 政党交付金の交付を受けようとする政党は、毎年1月1日（基準日）現在における次に掲げる事項を、基準日の翌日から起算して15日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとされています。

- ・名称（略称を用いている場合には名称及びその略称）
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名等
- ・会計監査を行うべき者の氏名等
- ・所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名等
- ・前回の総選挙並びに前回及び前々回の通常選挙におけるその政党の得票総数
- ・支部の数、名称及び主たる事務所の所在地等
- ・その他

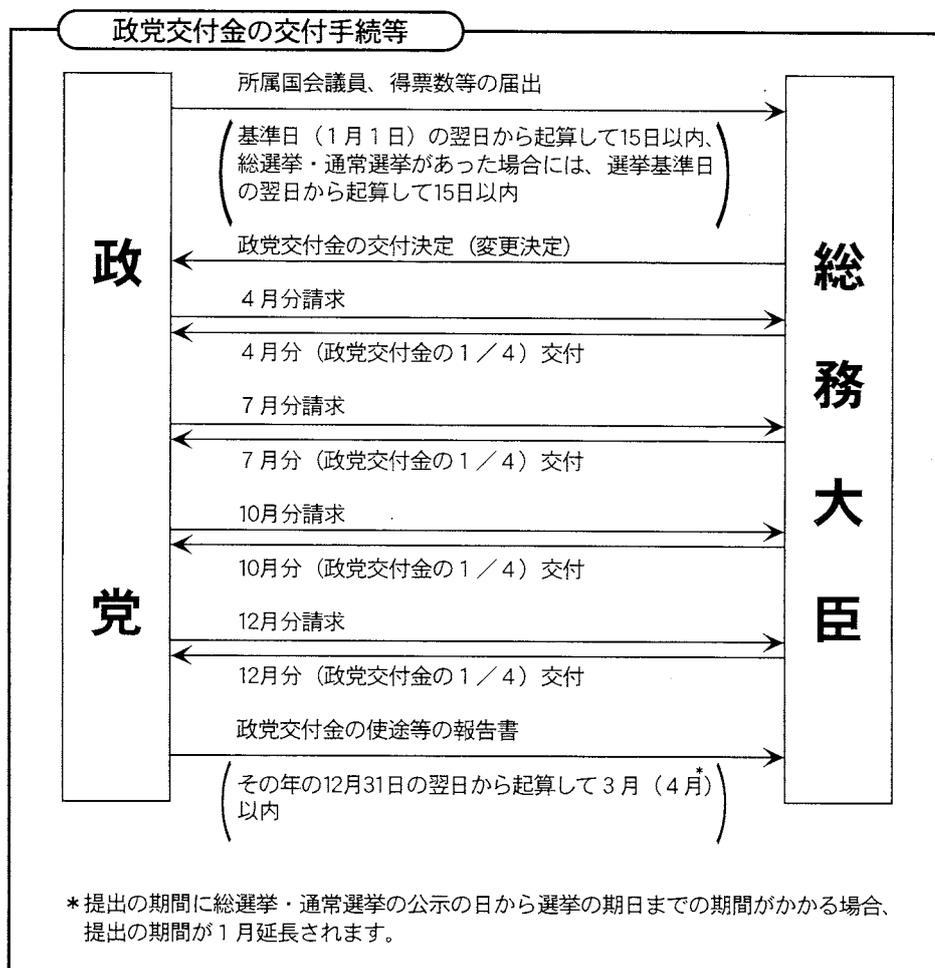
この届出には、次の文書を併せて提出するものとされています。

- ・綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
- ・党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書
- ・所属する衆議院議員又は参議院議員として記載されることについての承諾書等
- ・その他

- 2 総選挙又は通常選挙が行われた場合には、政党交付金の交付を受けようとする政党は、選挙基準日現在における1に掲げる事項を、選挙基準日の翌日から起算して15日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとされています。
- 3 1・2の届出がない限り、II 1の政党交付金の交付の対象となる政党としての要件を満たしていても、政党交付金は配分されません。
- 4 政党は、1・2により届け出た事項及び提出文書について異動を生じた場合には、異動の日の翌日から起算して7日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとされています。
- 5 1・2・4による届出事項について、総務大臣は官報により告示します。
- 6 1・2・4による届出書は、その添付文書も含めて、5の告示の日から5年間、総務省で閲覧することができます。

V 政党交付金の交付手続

- 1 政党は、IVにより、毎年及び総選挙・通常選挙後に、総務大臣に対し所要の届出を行うものとされています。
- 2 総務大臣は、国の予算の成立後、1の届出に基づき、各政党に対して交付すべき政党交付金の額をⅢにより算定し、政党交付金の交付決定（又は変更決定）を行います。
- 3 総務大臣は、2の交付決定（又は変更決定）をしたときは各政党に対し政党交付金の額を通知するとともに、官報により告示します。
- 4 総務大臣は、各政党に対して交付すべき政党交付金を、4月にその4分の1を、7月に残額の3分の1を、10月に残額の2分の1を、12月に残額を、その政党に対して交付します。
 ただし、政党は「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の規定に基づき法人となっている旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添えて総務大臣に請求するものとされており、この請求がなされない限り、政党交付金は交付されません。



VI 政党交付金の使途等の報告

- 1 政党の会計責任者は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載するものとされています。

* 政党交付金による支出

政党のする支出のうち、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、政党の支部に対する支部政党交付金の支給を含み、支部政党交付金による支出を含まないものとされています。

- 2 政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載するものとされています。

* 支部政党交付金

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で、支部政党交付金を充て又は支部基金（特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるものを含みます。

** 支部政党交付金による支出

政党の支部のする支出のうち、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます。

- 3 政党の会計責任者は、12月31日現在で、その年における次に掲げる事項を記載した報告書を、その日の翌日から起算して3月以内（その間に総選挙又は通常選挙があった場合には、4月以内）に、総務大臣に提出するものとされています。

- ・ 政党交付金の総額、交付を受けた金額及び年月日
- ・ 政党交付金による支出の総額及び項目別の金額、人件費・光熱水費以外の経費に係るもので1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上のものの支出先、支部政党交付金の金額等
- ・ 政党基金の残高等

- 4 3の報告書には、監査意見書及び監査報告書^{*}、領収書等の写し等、支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書、支部報告書の記載事項を集計した総括文書、3の報告書及び支部報告書の記載事項を集計した総括文書を併せて提出するものとされています。

*** 監査意見書・監査報告書**

政党の報告書には、監査を行うべき者の監査意見書、公認会計士又は監査法人がその監査に基づき作成した監査報告書を添付するものとされています。

また、5の支部報告書には、監査を行うべき者の監査意見書を添付するものとされています。

- 5 政党の支部の会計責任者は、12月31日現在で、その年における3の報告書に準じて作成した支部報告書を、その日の翌日から起算して2月以内（この間に総選挙又は通常選挙があった場合は、3月以内）に、支部政党交付金を支給した政党の本部又は支部の会計責任者に提出するものとされています。

この支部報告書には、監査意見書、領収書等の写し等、他の支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書、他の支部から提出を受けた支部報告書の記載事項を集計した支部総括文書を併せて提出するものとされています。

- 6 政党の支部の会計責任者は、5の支部報告書を提出したときは、提出した日の翌日から起算して7日以内に支部報告書、監査意見書、支部総括文書を、その支部が所在する都道府県の選挙管理委員会に提出するものとされています。

- 7 総務大臣は、3・4により政党から提出を受けた報告書、支部報告書、総括文書の要旨を、官報により公表します。

（政党の解散等の際に提出された報告書等についても同様です。）

- 8 3・4により政党から提出された報告書、監査意見書・監査報告書、支部報告書及び支部報告書についての監査意見書、総括文書は、7の公表された日から5年を経過する日まで、総務省で閲覧することができます。

- 9 6により政党の支部から提出された支部報告書、監査意見書、支部総括書は、7の公表された日から5年を経過する日まで、都道府県選挙管理委員会で閲覧することができます。

- 10 総務大臣は、政党が3・4により提出すべき報告書等を提出しないときは、その政党に対して交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとされています。

Ⅶ 政党の解散・合併・分割等

- 1 政党が解散し、若しくは目的の変更等により政治団体でなくなり、又は政党交付金の交付の対象となる政党としての要件を満たさなくなった場合は、その政党の代表者であった者は、原則としてその日の翌日から起算して15日以内に総務大臣にこれを届け出るものとされています。
- 2 1の場合、解散等をした政党に対しては、未交付の政党交付金は、交付しません。
(ただし、4・5・6を参照のこと。)
- 3 政党が解散し、又は目的の変更等により政治団体でなくなった場合は、その政党の会計責任者であった者は、その年における政党交付金の使途等について、Ⅵに準じて総務大臣に報告するものとされています。
- 4 2以上の政党が合併した場合については、次の特例が適用されます。
 - ① その年分として、当該合併により解散する政党（以下「合併解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、総選挙又は通常選挙が行われない限り、合併により存続する政党（以下「存続政党」という。）又は合併により新たに設立される政党（以下「新設政党」という。）で、合併の日の翌日から起算して15日以内にその政党の名称、合併解散政党の名称、合併に関する文書の写し等を届け出たものに対して、交付します。
 - ② 合併の翌年以後及び総選挙又は通常選挙後の政党交付金の配分については、存続政党又は新設政党がⅣの届出を合併に関する文書の写し等の提出と併せて行った場合には、合併解散政党の得票数を存続政党又は新設政党が自ら得た得票数とみなして、政党交付金の額を算出します。
- 5 政党の分割が行われた場合については、次の特例が適用されます。
 - ① その年分として、分割により解散する政党（以下「分割解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、総選挙又は通常選挙が行われない限り、分割により設立される政党（以下「分割政党」という。）で、分割政党の設立の日の翌日から起算して15日以内にその政党の名称、分割解散政党の名称、分割に関する文書の写し等を届け出たものに対して、交付します。

[分割政党に交付される政党交付金の額]

$$= \left[\frac{\text{分割解散政党に対する未交付金の額}}{\text{分割解散政党に対する未交付金の額}} \right] \times \frac{\text{[分割政党の所属国会議員数]}}{\text{[全分割政党の所属国会議員数の合計]}}$$

- ② 分割の翌年以後及び総選挙又は通常選挙後の政党交付金の配分については、分割政党がⅣの届出を分割に関する文書の写し等の提出と併せて行った場合には、分割解散政党の得票数を各分割政党の所属議員数に応じて按分した数を、その分割政党が自ら得た得票数とみなして、政党交付金の額を算出します。

- 6 政党が政党交付金の交付の対象とならない政治団体となった場合は、政党の要件に該当しない政治団体となった日の属する月までの月割分は、特定交付金として、既交付の政党交付金に加え、その政治団体に交付します。

分割・分派について		分割（特例あり）	分派（特例なし）
政党の異動		<p>A党</p> <p>国会議員数 b+c人</p> <p>↓</p> <p>A党解散=分割協議書</p> <p>↙ ↘</p> <p>B党設立 C党設立</p> <p>b人 c人</p>	<p>A党</p> <p>国会議員数 b+c人</p> <p>↓</p> <p>c人脱党 (A党は解散せず)</p> <p>↙ ↓</p> <p>A党存続 C党設立</p> <p>b人 c人</p>
その年(選挙がない場合)の政党交付金		<p>B党分=旧A党分の残額×$\frac{b}{b+c}$</p> <p>C党分=旧A党分の残額×$\frac{c}{b+c}$</p>	<p>A党のみ政党交付金を受ける。</p>
翌年以降(選挙がない場合)の政党交付金	議員数割	<p>B党分=議員数割総額×$\frac{b}{\text{全政党の議員数}}$</p> <p>C党分=議員数割総額×$\frac{c}{\text{全政党の議員数}}$</p>	<p>A党分=議員数割総額×$\frac{b}{\text{全政党の議員数}}$</p> <p>C党分=議員数割総額×$\frac{c}{\text{全政党の議員数}}$</p>
	得票数割	<p>B党分=得票数を $\left(\text{旧A党の得票数} \times \frac{b}{b+c} \right)$ により算出した額</p> <p>C党分=得票数を $\left(\text{旧A党の得票数} \times \frac{c}{b+c} \right)$ により算出した額</p>	<p>A党分=A党の得票数により算出した額</p> <p>C党分=なし</p>

(注) 分割・分派後において各政党が政党条件を満たす場合。

VIII 政党交付金の返還等

- 1 総務大臣は、政党がこの法律の規定に違反して政党交付金の交付の決定を受けた場合には、当該政党交付金の全部又は一部の交付を受けていないときにあつてはその交付を停止し、既に交付を受けているときにあつては期限を定めて返還を命ずることができるものとされています。
- 2 総務大臣は、政党交付金の交付を受けた政党が、その年における政党交付金、支部政党交付金、政党基金・支部基金の取り崩しによる金銭等のすべてを政党交付金による支出、支部政党交付金による支出に充てなかったとき等は、その残額の返還を命ずることができるものとされています。

政党が解散等をした場合には、これと同様に算出した残額に政党基金・支部基金の残高を加えた額の政党交付金の返還を命ずることができるものとされています。

IX その他

- 1 政党が偽りその他不正な行為により政党交付金の交付を受けたときは、その行為をした者については、5年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとされ、当該政党についても、250万円以下の罰金に処するものとされています。
また、このほか、政党交付金の使途等に関する報告書・支部報告書等を提出せず、これらに記載すべき事項の記載をせず、またこれらに虚偽の記入をした者については、5年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する等、政党助成法違反行為について罰則が設けられています。
- 2 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、提出された届出書類、報告書等に形式上の不備があり、又はこれらの記載が不十分であると認めるときは、その提出した者に対して、説明を求め、又はその訂正を命ずることができるものとされています。